

令和5年度版

わたしたちの市税



仙台市

令和5年度版

わたしたちの市税

も／く／じ

主な日本の税金…………… 1

令和5年度・仙台市の予算と使いみち…………… 3

主な税制改正(税制度の変更)について…………… 5

税のトピックス

東日本大震災により被害を受けた方への税の軽減… 6

高齢者と税金(年金と税金)…………… 7

退職金と税金…………… 9

夫婦と税金(パート収入と税金)…………… 11

障害者と税金…………… 13

医療費を支払ったとき…………… 15

ふるさと納税…………… 17

マイホームと税金…………… 18

亡くなられた方への課税…………… 23

空き家と税金…………… 26

出国と税金…………… 27

配当と税金…………… 29

マイナンバーと市税の手続き…………… 31

市税のあらまし

個人市民税…………… 33

法人市民税…………… 49

固定資産税…………… 53

都市計画税…………… 62

軽自動車税…………… 63

事業所税…………… 69

市たばこ税…………… 71

入湯税…………… 72

鉱産税…………… 72

市税の納付

市税の納付場所	73
口座振替をご利用ください！	74
電子納付(ペイジー)	76
eL-QRを利用した納付方法	77
もしも納期限までに納めなかったら	80
市税の滞納をなくそう！	81

市税の軽減・市税への不服等

減免	83
納税の猶予制度	84
不服申立てと訴訟	85

市税の証明等が必要なときには

86

市税に関する便利なサービス

申請書・届出書様式のダウンロードサービス	90
市県民税の税額試算・申告書作成コーナー	90
【事業者向け】電子申告・電子納税	91

税のお問い合わせ窓口

92

本冊子に記載している情報は、令和5年5月末現在のものであり、税率や各種制度等についても、令和5年度分の税金に関する情報となっております。

最新の情報につきましては、仙台市のホームページよりご確認ください。

(右の二次元バーコードからもアクセスできます。)

仙台市 市税について

検索

<https://www.city.sendai.jp/kurashi/tetsuzuki/zekin/index.html>



主な日本の税金

1. 主な国税

普通税

所得税	個人の1/1～12/31の間の所得(利益)に対して課税されます。
法人税	会社や協同組合などの法人の所得(利益)に対して課税されます。
地方法人税	法人税の額を基にして課税されます。
特別法人事業税	法人事業税の納税義務者に対して、法人事業税と同様の方法で課税されます。
相続税	相続などにより財産を取得した場合に課税されます。
贈与税	1/1～12/31の間に個人からもらった財産に課税されます。
消費税	原則として、すべての品物・サービスの提供時に課税されます。
酒税	清酒・ビール・ウイスキーなどを製造場から出荷したときに課税されます。
たばこ税・たばこ特別税	たばこを製造場から出荷したときに課税されます。
揮発油税・地方揮発油税	自動車のガソリンなどを製造場から出荷したときに課税されます。
石油ガス税	自動車に石油ガスを入れたときに課税されます。
航空機燃料税	航空機燃料を航空機に積み込んだときに課税されます。
石油石炭税	原油等を採取場から出荷したときや原油等、石油製品を輸入したときに課税されます。
自動車重量税	車検を受ける自動車や車両番号の指定を受ける軽自動車に課税されます。
関税	外国から輸入した貨物に課税されます。
とん税・特別とん税	外国の貨物船が港へ入港したときに課税されます。
印紙税	契約書、領収書など一定の文書に課税されます。
登録免許税	不動産、船舶、会社の登録などを受けるときに課税されます。
国際観光旅客税	観光基盤の拡充、強化等に関する費用に充てるため、航空機または船舶により出国するときに課税されます。
復興特別所得税	東日本大震災の復興に関する費用に充てるため、個人の1/1～12/31の間の所得(利益)に対して課税されます。
電源開発促進税	発電施設等の設置、利用の促進、安全の確保等に関する費用に充てるため、電力を供給する会社に課税されます。

目的税

- 普通税とは…使いみちが特定されず、どのような仕事にも充てることができる税金。
- 目的税とは…法律や条例により使いみちが特定されている税金。

2. 主な県税

普通税

県民税 ※1	県内に住所がある個人または県内に事務所・事業所がある個人もしくは法人に課税されます。 ※2
事業税	事業を行う個人または法人の所得(あるいは収入金額)等に対して課税されます。 ※3
地方消費税	国の税金である消費税と同様の方法で課税されます。
不動産取得税	土地や家屋を取得したときに課税されます。
県たばこ税	たばこの卸売販売業者などが小売販売業者等に売り渡すたばこに対して課税されます。
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用に対して課税されます。
軽油引取税	特約業者または元売業者からの軽油の引取りに対して課税されます。
自動車税	【種別割】自動車の所有者に対して課税されます。ただし、割賦販売等で売主が所有権を留保しているときは、買主が所有者とみなされます。 【環境性能割】自動車を取得した時にその取得者に課税されます。
鉱区税	鉱業権を有する方に課税されます。
核燃料税(法定外普通税)	原子力発電の燃料価額および原子炉の熱出力に対して課税されます。

目的税

狩猟税	鳥獣の保護等の費用に充てるため、狩猟者の登録を受ける方に課税されます。
産業廃棄物税(法定外目的税)	産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用等に関する費用に充てるため、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課税されます。

3. 市税

普通税

個人市民税 ※1
法人市民税
固定資産税
特別土地保有税 ※4
軽自動車税
市たばこ税
鉱産税

目的税

都市計画税
事業所税
入湯税

- ※1 本冊子においては、個人市民税と個人県民税を合わせて市県民税と記載しています。令和5年度まで、復興財源として市県民税の均等割が引き上げられています。
- ※2 宮城県では「みやぎ環境税」として個人と法人の県民税均等割について超過課税を行っています。
- ※3 宮城県では「みやぎ発展税」として一定の基準を超えた法人に対して、超過課税を行っています。
- ※4 平成15年度より、当分の間課税を停止しております。

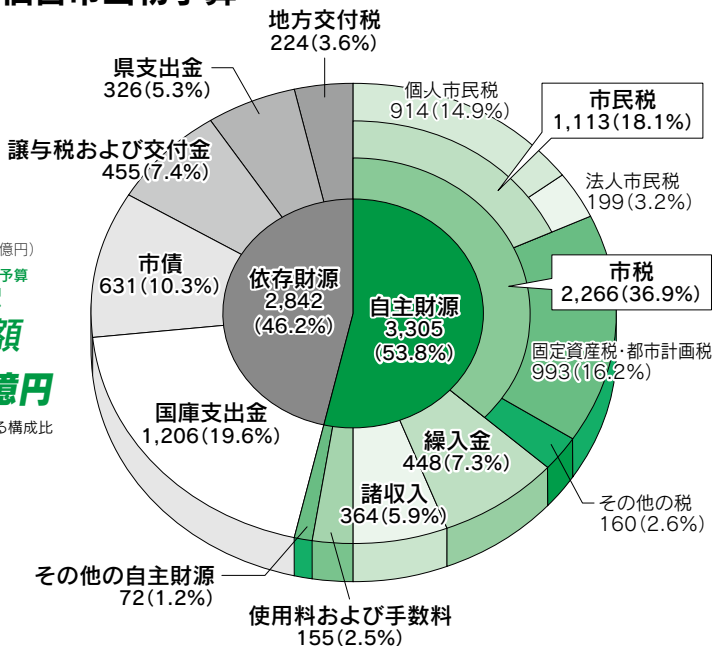
令和5年度・仙台市の予算と使いみち

令和5年度・仙台市当初予算

令和5年度・仙台市の予算と使いみち

(単位：億円)
令和5年度一般会計予算
歳入の内訳
歳入総額
6,147億円

※()内は歳入総額に占める構成比

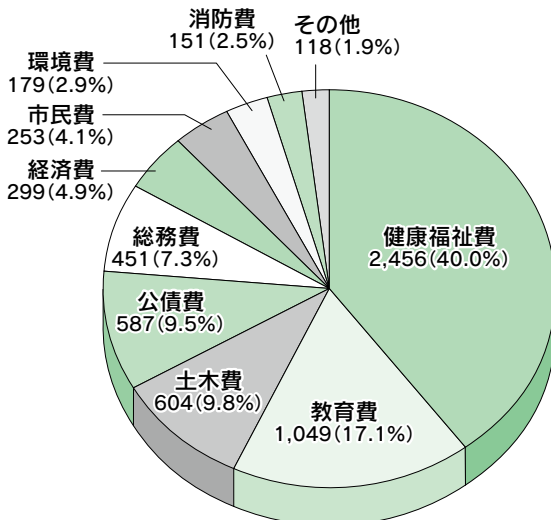


自主財源 市が自ら確保することができる財源で、市税をはじめ、諸収入、使用料・手数料などが該当します。

依存財源 国や県などに依存する財源のことで、国庫支出金や地方交付税などが該当します。

(単位：億円)
令和5年度一般会計予算
目的別歳出の内訳
歳出総額
6,147億円

※()内は歳出総額に占める構成比

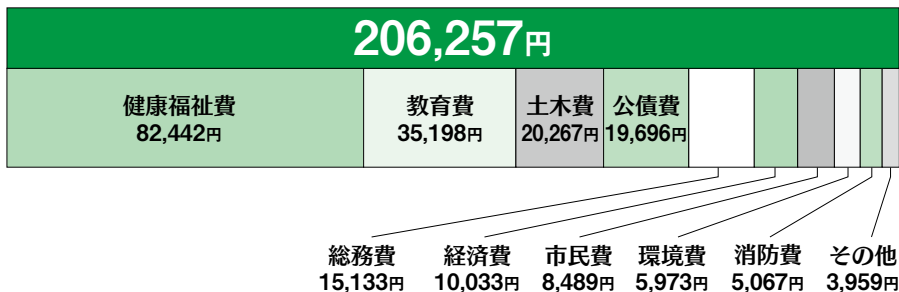


市税はどのように使われているの？

本市の令和5年度当初予算において、市税は歳入の約37%を占めており、市民のみなさまの生活をより豊かで安定したものにするための貴重な財源となっています。

1年間の市税収入である約2,266億円を市民1人あたりに換算してみると約206,257円となります。その使いみちは次のとおりです。

※一般会計予算のうち一般財源の構成比から算出しました。



健康福祉費



高齢者、障害者、児童などに対する福祉や、医療、保健などの分野の経費です。

教育費



市立の小中学校・高校などの学校教育のための経費や博物館、市民センターなどでの生涯学習に係る経費です。

土木費



道路や公園、河川の整備、都市計画、市営住宅などに係る経費です。

公債費



市の借入金である市債の返済のための経費です。

総務費



広報広聴、情報化、国際化の分野の経費や選挙、市の内部事務などの経費です。

経済費



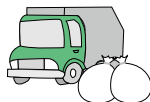
商工業、農林業、観光振興などの経費です。

市民費



戸籍事務などの区役所の運営経費や、文化振興、スポーツ振興などの経費です。

環境費



ごみなどの収集・処分の経費や環境保全などの経費です。

消防費



消防活動や救急活動の経費や防災対策などの経費です。

主な税制改正(税制度の変更)について

令和5年度から適用 になる主な改正は次のとおりです。

市県民税

1. 市県民税における住宅ローン控除の延長

所得税における住宅ローン控除の適用期限の延長に伴い、市県民税の住宅ローン控除の適用期限も同様に延長され令和7年12月31日までに入居した方が対象となります。

所得税から控除しきれなかった額について、控除限度額の範囲内で市県民税から控除を受けることができます。

P20参照

2. 成年年齢引き下げによる市県民税の非課税判定について

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。これに伴い、賦課期日(1月1日)時点で18歳または19歳の方は、市県民税が課税されるかどうかの判定において未成年者にあたらないこととなります。

未成年者の場合、前年の合計所得金額が135万円以下の場合は課税されませんが、未成年者に該当しない方で合計所得金額が45万円※を超える場合は課税されます。

※扶養親族がいる方等の基準はこれと異なります。

P34参照

軽自動車税(環境性能割)

1. 税率区分の見直し

軽自動車(自家用乗用車)の環境性能割の税率区分について、以下のとおり見直します。なお、令和5年12月末まで現行の税率区分が据え置かれます。

【～令和4年度】

税率	対象車
非課税	電気自動車、 天然ガス自動車 令和12年度燃費基準 75%達成～
1%	令和12年度燃費基準 60%達成～
2%	上記以外または 令和2年度燃費基準未達成

【令和5～7年度】※令和5年12月まで現行の税率区分を据置

税率	対象車	
	【令和6年1月～】	【令和7年4月～】
非課税	電気自動車、天然ガス自動車 令和12年度燃費基準 80%達成～	
1%	令和12年度燃費基準 70%達成～	令和12年度燃費基準 75%達成～
2%	上記以外または 令和2年度燃費基準未達成	

※上記の他、一定の排ガス性能基準もあり。

P68参照

税のトピックス

東日本大震災により被害を受けた方への税の軽減

市県民税

市県民税の住宅ローン控除

特例の種類	対 象	特例内容
住宅ローン控除の特例	住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により滅失等した場合	控除対象期間の残りの期間についても引き続き控除適用が可能
	東日本大震災により所有する住宅が居住の用に供することができなくなった場合	住宅の再取得等をした場合に、所得税における東日本大震災に係る住宅ローン控除の特例の適用を受けた時は、市県民税の住宅ローン控除の適用が可能

固定資産税・都市計画税

被災住宅用地の特例など

特例の種類	対 象	特例内容
(ア) 被災住宅用地の特例	東日本大震災により滅失または損壊した住宅（罹災証明の被害の程度が半壊以上）を取り壊した土地	その土地が更地であっても令和8年度までは住宅用地とみなし、固定資産税および都市計画税を引き続き軽減
(イ) 被災代替住宅用地の特例	被災住宅用地の所有者等が令和8年3月31日までに被災住宅用地に代えて取得した土地（代替用地）	代替土地のうち被災住宅用地の面積に相当する分について、その土地が更地であっても、取得後3年度分は住宅用地とみなし、固定資産税および都市計画税を軽減
(ロ) 被災代替家屋の特例	東日本大震災により滅失または損壊した家屋（罹災証明の被害の程度が半壊以上）の所有者等が、令和8年3月31日までに被災家屋に代えて取得した家屋または改築した家屋	当該取得または改築された家屋の固定資産税および都市計画税のうち被災家屋の床面積相当分（一部改築の場合は、被災家屋の床面積から改築部分以外の床面積を控除した床面積相当分）について、取得後または改築後最初の4年度分は1/2、その後の2年度分は1/3を減額
(ハ) 被災代替償却資産の特例	東日本大震災により滅失または損壊した償却資産の所有者等が、令和6年3月31日までに被災地域において被災償却資産に代えて取得した償却資産または改良した償却資産	当該取得または改良された償却資産について、取得後4年度分は課税標準を1/2とする
(ニ) 原子力災害による居住困難区域内資産に係る代替資産特例	原子力災害による居住困難区域内資産について、居住困難区域を指定する公示があった日から、居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3か月（新築家屋の場合は1年）を経過する日までに取得した代替資産	(イ)～(ロ)と同様の特例適用が可能

※特例を受けるには、いずれも申告が必要です。

(イ)～(ニ)については、**代替資産を取得した年の翌年の1月末まで**に申告が必要です。

詳しくは市役所北固定資産税課・南固定資産税課・資産課税課（償却資産）へお問い合わせください。

「市税担当事務一覧」P93参照

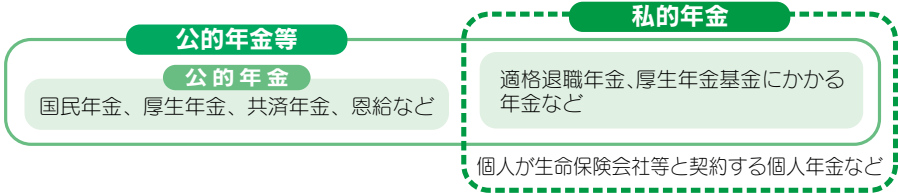
高齢者と税金(年金と税金)

1. 公的年金等と私的年金

年金は、公的年金と私的年金に分けることができます。

公的年金とは、国などの公的機関が運営するものです。私的年金とは、企業が退職者に支給する企業年金や個人が生命保険会社等と契約する個人年金などです。

このうち「公的年金」と「私的年金のうち企業が退職者に支給する企業年金」などを合わせたものを「公的年金等」と呼びます。



2. 公的年金等にも所得税・市県民税が課税されます

公的年金等には、原則、雑所得として所得税、市県民税が課税されます。ただし、給与所得者に対する課税と比較して税負担が軽くなるように配慮されています。

※遺族年金、障害年金には課税されません。

3. 税額は年金の額や年齢により異なります

公的年金等に係る税額を算出するために、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて雑所得金額を算出します。公的年金等控除額は年齢により異なります。

なお、公的年金等のほか、給与所得がある方は、一定の要件の下で給与所得に最大10万円の所得金額調整控除が適用されます。

P36~P38参照

4. 公的年金等に係る課税方法と納付方法

所得税	<p>国民年金、厚生年金などの支払者である日本年金機構等が、年金受給者から提出された「扶養親族等申告書」に基づき税額を算出し、年金を支払う際に源泉徴収します。源泉徴収による所得税額は、税務署への確定申告で精算していただくこととなります。</p> <p>ただし、公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告が不要とされています。</p> <p>なお、この場合でも、所得税の還付申告をすることができます。</p>	
市県民税	課税方法	<p>年金支払者から提出される年金支払報告書や、ご本人からの申告に基づき課税します。公的年金等以外の所得がない方の申告は不要ですが、源泉徴収票に記載のない各種控除を受けようとする場合は、申告が必要です。</p> <p>※所得税の確定申告をした方は、市県民税の申告は原則として不要です。</p>
	納税方法	<p>6月に送付する納税通知書（納付書）または口座振替により納めていただきます。</p> <p>※4月1日現在65歳以上で、前年中に公的年金を受給されていた方は、公的年金からの引き落としにより納めていただきます。</p>

P46参照

5. 公的年金等の受給額に変更があった方は税額が再計算されます

年金受給額が過去にさかのぼって変更された場合、本来受給されるべき年ごとの年金所得額に応じて、税額が再計算されます。また、ご家族の扶養親族になっている方の年金所得額が増えた場合は、扶養から外れ、扶養していた方に新たな税負担が生じる場合があります。

課税されない年金額の目安

収入が年金のみの場合、次の収入金額以下であれば所得税や市県民税は課税されません。

区 分	配偶者がいない場合		配偶者がいる場合	
	65歳未満	65歳以上	65歳未満	65歳以上
所 得 税	108万円以下	158万円以下	151万3,334円以下	196万円以下
市 県 民 税	105万円以下	155万円以下	171万3,334円以下	211万円以下

※ここでの配偶者とは、扶養親族に該当する年齢70歳未満の配偶者（生計が同一の方）です。

6. 70歳以上の高齢者を扶養している方は特例を受けられる場合があります

配偶者控除や扶養控除の対象となる配偶者、扶養親族が70歳以上の方であれば、通常の場合より控除額が多くなります（70歳以上の方とは、令和5年度分の場合、昭和28年1月1日以前に生まれた方です。）。

(1) 配偶者控除

本人の合計所得金額	市県民税		所得税	
	70歳未満	70歳以上	70歳未満	70歳以上
900万円以下	33万円	38万円	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	13万円	16万円

※配偶者控除は本人の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は受けられません。

(2) 扶養控除

市県民税		所得税	
70歳未満	70歳以上	16歳以上 70歳未満	70歳以上
33万円	38万円 または 45万円※	38万円	48万円 または 58万円※

※本人または配偶者の直系尊属で、そのいずれかと同居を常としている方。

退職金と税金

退職金は長年の勤労に対する報償的な性格があり、また、老後の生活を保障するものであることから、税負担が軽くなるよう税制上の配慮がなされています。

退職金は他の所得と分離した上で、税額を算出します。

1. 退職金にかかる市県民税

(1) 課税退職所得金額の計算

退職手当の区分	課税退職所得金額 ※4
一般退職手当等 ※1 の場合	$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$
特定役員退職手当等 ※2 の場合	特定役員退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額
短期退職手当等 ※3 の場合	$\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \leq 300\text{万円の場合}$ $(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$ $\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} > 300\text{万円の場合}$ $150\text{万円} + \left\{ \begin{array}{l} \text{短期退職手当等の収入金額} - \\ (300\text{万円} + \text{退職所得控除額}) \end{array} \right\}$

- ※1 一般退職手当等とは、退職手当のうち、特定役員退職手当等および短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- ※2 特定役員退職手当等とは、役員等※5としての勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職手当のうち、その役員等としての勤続年数に対応する退職手当として支払を受けるものをいいます。
- ※3 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいいます。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- ※4 課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- ※5 役員等とは、以下のいずれかに該当する人をいいます。
 - 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事および清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者。
 - 国会議員および地方公共団体の議会の議員
 - 国家公務員および地方公務員

(2) 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数※（80万円に満たない場合は80万円）
20年超	800万円+70万円×（勤続年数※-20年）

※勤続年数に1年に満たない端数があるときは、1年として計算します。

なお、障害者になったことが原因で退職した場合は、100万円を加算します。

(3) 市県民税の税額

市県民税は、(1)の課税退職所得金額をもとにして、下記により計算します。

$$\text{税額} = \text{課税退職所得金額} \times \text{税率 (10\% (市民税6\%、県民税4\%))}$$

※市民税額・県民税額は、それぞれ100円未満の端数を切り捨て

2. 退職金にかかる税金の納付など

(1) 所得税（国税）の場合

「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に提出すれば、所得税が源泉徴収されますので、原則として確定申告は不要です。

(2) 市県民税の場合

原則として、特別徴収（退職金支払者が、退職金支払いの時に退職金から差し引いて納付）されます。

3. 死亡により相続人などが受け取る退職金

本人が死亡し、その相続人などに支払われた退職金は相続税（国税）の対象となり、所得税（国税）、市県民税は課税されません。

夫婦と税金(パート収入と税金)

1. 配偶者に給与収入がある場合

パート収入は通常、給与収入の扱いとなり、年間100万円以下の場合、市県民税は均等割も所得割も課税されません(P34参照)。

配偶者の税金と主たる納税義務者の収入段階に応じた、配偶者の課税(非課税)、配偶者控除および配偶者特別控除の適用の関係は次のとおりです。ただし、配偶者控除・配偶者特別控除とも、主たる納税義務者の合計所得金額が1,000万円超(給与収入換算額1,195万円超*)の場合は適用されません。

	配偶者の 給与収入	配偶者の 市県民税	主たる納税義務者の合計所得 (給与収入換算額)		
			900万円以下 (1,095万円 以下)*	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円 以下)*	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円 以下)*
配偶者 控除	100万円以下	非課税			
	100万円超 103万円以下	課税	33万円	22万円	11万円
配偶者 特別控除	103万円超 155万円以下		33万円	22万円	11万円
	155万円超 160万円以下		31万円	21万円	
	160万円超 166万8千円未満		26万円	18万円	9万円
	166万8千円以上 175万2千円未満		21万円	14万円	7万円
	175万2千円以上 183万2千円未満		16万円	11万円	6万円
	183万2千円以上 190万4千円未満		11万円	8万円	4万円
	190万4千円以上 197万2千円未満		6万円	4万円	2万円
	197万2千円以上 201万6千円未満		3万円	2万円	1万円
201万6千円以上			適用外		

*所得金額調整控除が適用される場合は、給与収入換算額が異なります。

2. 配偶者に年金収入がある場合

配偶者に公的年金等収入がある場合の配偶者の税金と主たる納税義務者（合計所得金額が900万円以下）の配偶者控除および配偶者特別控除の適用の関係

(1) 配偶者が65歳未満の場合

（令和5年度においては昭和33年1月2日以後に生まれた方です）

配偶者の 年金収入	配偶者の 市県民税	主たる納税義務者の 配偶者控除	主たる納税義務者の 配偶者特別控除
105万円以下	非課税	受けられる	受けられない
105万円超 108万円以下	課税		
108万円超 214万円以下		受けられない	受けられる
214万円超			受けられない

(2) 配偶者が65歳以上の場合

（令和5年度においては昭和33年1月1日以前に生まれた方です）

配偶者の 年金収入	配偶者の 市県民税	主たる納税義務者の 配偶者控除	主たる納税義務者の 配偶者特別控除
155万円以下	非課税	受けられる	受けられない
155万円超 158万円以下	課税		
158万円超 243万円以下		受けられない	受けられる
243万円超			受けられない

障害者と税金

1. 障害者の範囲

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などの公的な書類等の交付を受けている方は、市県民税や所得税の障害者控除の対象となります。**なお、障害や高齢のため常に介護を要する方や寝たきりの方なども該当する場合があります。**

特別障害者は、上記の障害者のうち重度の障害がある方で、例えば身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けている方が該当します。

2. 納税義務者本人が障害者の方の市県民税の非課税措置

前年の合計所得金額が135万円以下であれば、市県民税が課税されません。

P34参照

3. 所得税（国税）・市県民税の障害者控除

納税義務者本人が障害者であるとき、あるいは同一生計配偶者（納税義務者と生計を一にする合計所得金額48万円以下の方）や、扶養親族が障害者である場合には、障害者控除が受けられます。また、障害が重度の場合には控除額が加算されます。

※扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族や、合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者に扶養されている配偶者も障害者控除の対象となります。

納税義務者本人が障害者

障害者控除	
市県民税	26万円
所得税	27万円

納税義務者本人が特別障害者

障害者控除	
市県民税	30万円
所得税	40万円

控除対象配偶者または 控除対象扶養親族が障害者

配偶者控除（扶養控除）	
+	
障害者控除	
市県民税	26万円
所得税	27万円

控除対象配偶者または 控除対象扶養親族が特別障害者

配偶者控除（扶養控除）	
+	
障害者控除	
市県民税	30万円
	（同居特別障害者は53万円）
所得税	40万円
	（同居特別障害者は75万円）

扶養親族（16歳未満）または 同一生計配偶者が障害者

障害者控除

市県民税 26万円
所得税 27万円

扶養親族（16歳未満）または 同一生計配偶者が特別障害者

障害者控除

市県民税 30万円
(同居特別障害者は53万円)
所得税 40万円
(同居特別障害者は75万円)

Q & A

Q 要介護認定を受けている場合、障害者控除は受けられるの？

A 障害者手帳などの交付を受けていなくても障害者控除を受けることができる場合があります。

介護を要する65歳以上の高齢者で、要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、障害者控除が受けられます。

また、その方が扶養親族になっている場合は、扶養している方が障害者控除を受けられます。

なお、「障害者控除対象者認定書」は、お住まいの区の区役所・宮城総合支所の障害高齢課へ申請し、交付を受ける必要があります。

4. 市県民税の減免

納税義務者本人や扶養親族が障害者となり、生活が著しく困難なときなどには、市県民税の減免を受けられる場合があります。減免を受けるためには、申請が必要です。詳しくは、市役所市民税課にお問い合わせください。

5. 固定資産税・都市計画税の減免

自宅に障害者の便宜のために必要な設備を施した場合、固定資産税・都市計画税の減免を受けられる場合があります。減免を受けるためには、申請が必要です。詳しくは、市役所北固定資産税課・南固定資産税課にお問い合わせください。

6. 自動車関係の税の減免（軽自動車税・自動車税（県税））

障害者本人が使用している等の軽自動車等については、軽自動車税等の減免を受けられる場合があります。減免を受けるためには、申請が必要です。障害の種類や程度により取扱いが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

税 目	手続き先・問合せ先
軽自動車税（種別割）	市役所市民税企画課
軽自動車税（環境性能割）・自動車税（環境性能割）	宮城県仙台中央県税事務所
自動車税（種別割）	宮城県内の各県税事務所

お問い合わせ先は P92～P93参照

医療費を支払ったとき

1. 医療費控除

納税者本人や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合、所得税（国税）、市県民税について、一定の金額の医療費控除を受けることができます。

(1) 医療費控除の計算方法

1年間(1～12月)
に支払った
医療費の総額 ※1

－ 保険金等で
補てんされる
金額 ※2

－ 10万円または総所得金
額等の5%のいずれか
少ない金額

= 医療費控除額
(最高200万円)

※1 医療費は、その年中に実際に支払ったものに限りです。

※2 保険金等で補てんされる金額とは、生命保険から支給される入院給付金等の各種給付金、社会保険等から支給される療養費、出産育児一時金などが該当します。

(2) 医療費控除を受けるための手続き

確定申告または市県民税の申告が必要です。

ご自身で1年間に支払った医療費を記載した「医療費控除の明細書」または医療保険者等が発行した医療費の額等を通知する書類（医療費通知書等）と確定申告書（または市県民税申告書）を税務署（市県民税申告書の場合は市役所市民税課）に提出してください（医療費の領収書は、ご自宅等で5年間保管してください。）。

※年末調整では医療費控除は受けられません。

(3) 対象となる主な医療費の範囲

	対象となるもの	対象とならないもの
通院 入院	<ul style="list-style-type: none"> 診察費、治療費 通院費 マッサージ師、鍼灸師、柔道整復師による治療を目的とした施術料 入院の部屋代、食事代 保健師、看護師、准看護師による療養上の世話代 医療器具の購入費、賃借料 医師の診療等を受けるための義手、義足、松葉杖などの購入費 	<ul style="list-style-type: none"> 予防を目的とする健康診断、人間ドック 自家用車で通院する場合のガソリン代、駐車場代 自己都合で希望する差額ベッド代
医薬品	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品（一般の薬局での購入も可） 	<ul style="list-style-type: none"> ビタミン剤、健康ドリンク、医師の処方以外の漢方薬
歯科	<ul style="list-style-type: none"> 虫歯の治療費、入れ歯の費用 	<ul style="list-style-type: none"> 美容のための歯科矯正
出産	<ul style="list-style-type: none"> 出産費用、妊娠中の定期健診費用 助産師による分娩の介助料 	<ul style="list-style-type: none"> 帰省の費用
その他	<ul style="list-style-type: none"> 医師の証明がある場合のおむつ使用料 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の眼鏡、コンタクトの購入費

(4) スイッチOTC医薬品を購入した場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

一定の取組（特定健康診査・予防接種・定期健康診断（事業主健診）・健康診査・がん検診）のいずれかを行っている方が、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC医薬品（医療用の医薬品から処方せんがなくても購入できる医薬品となったもの）の購入費を支払った場合において、一定の金額の所得控除（医療費控除）を受けることができます。

※本特例の適用と医療費控除の適用は選択制であり、いずれか一方しか受けることができません。

① 控除額の計算方法について

実際に支払ったスイッチOTC医薬品購入費の合計額（保険金などで補てんされる部分を除きます。）から1万2千円を差し引いた金額（最高8万8千円）が、その年分の医療費控除額になります。

② 控除のための手続きについて

市県民税の申告書を提出する際に、一定の取組内容やスイッチOTC医薬品等購入費の明細などを記載した「セルフメディケーション税制の明細書」を添付する必要があります。

なお、確定申告書に必要事項を記載して提出した場合は、市県民税の申告書をあらためて提出する必要はありません。

※控除の適用を受ける納税者本人がその年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類（健康診断等の結果通知表など）および対象医薬品を購入した際の領収書については、ご自宅等で5年間保管してください。

(5) 医療費控除に関するお問い合わせ先

医療費控除については所轄の税務署または市役所市民税課にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ内のタックスアンサーをご覧ください。

お問い合わせ先は P92～P93参照

ふるさと納税

1. ふるさと納税による控除の概要

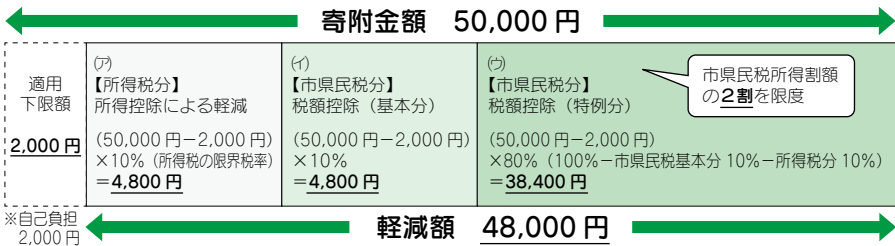
都道府県・市区町村に対する寄附金^{※1}のうち2千円を超える部分については、一定の上限まで、原則として次のとおり所得税・市県民税から全額控除されます。

- (ア) 所得税：(寄附金－2千円)を所得控除
(所得控除額×所得税率(0～45%^{※2})が軽減)
- (イ) 市県民税(基本分)：(寄附金－2千円)×10%を税額控除
- (ウ) 市県民税(特例分)：(寄附金－2千円)×(100%－10%(基本分)
－所得税率(0～45%^{※2}))
- (ア)、(イ)により控除できなかった寄附金額を、(ウ)により全額控除(所得割額の2割を限度)

- ※1 令和元年6月1日以降に支出する寄附については、総務大臣が指定する都道府県・市区町村に対して寄附したもののみ対象となります。
- ※2 平成25年から令和19年までは、所得税率が0%である場合を除き、この率に復興特別所得税を加算した率となります。

2. 控除のイメージ

給与収入700万円で、配偶者と子供2人を扶養している方が、5万円を寄附した場合





ふるさと納税ワンストップ特例制度

- ふるさと納税による控除を受けるためには、原則として確定申告を行う必要がありますが、一定の給与所得者(寄附金の控除以外に申告すべき事項が無い方)が1年間(1月1日～12月31日)に5団体以内に対してふるさと納税を行う場合は、寄附先の地方団体に申請することで、確定申告をしなくても控除が受けられます。
 - ワンストップ特例の適用を受けた場合、所得税で控除される分も含めて全額が市県民税から控除されます。
- ※翌年度の市県民税から控除されるため、還付にはなりません。

マイホームと税金

マイホームを取得するとき、保有するとき、売却するときは様々な税金が関係します。また、住宅政策上の観点から、税負担を軽減するための様々な措置が設けられています。

1. マイホームに関する主な税金

「取得」すると	登録免許税、不動産取得税、印紙税、所得税（住宅借入金等特別控除） ※このほか、相続や贈与による取得には、相続税や贈与税が課税される場合があります。
「保有」していると	固定資産税  P53参照、都市計画税  P62参照
「譲渡」すると	所得税、市県民税、印紙税

2. マイホームを取得したとき

(1) 取得時にかかる主な税金

① 登録免許税（国税）

登録免許税は、土地や家屋を取得した際、その登記を受ける者にかかる税金です。税額など詳しい内容は、所轄の税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ内のタックスアンサーをご覧ください。

※住宅用家屋の軽減税率の適用を受けるためには、登記をする時に、市で発行する住宅用家屋証明書等の添付が必要です。住宅用家屋証明については、市役所資産課税課へお問い合わせください。

 お問い合わせ先は P92～P93参照

② 印紙税（国税）

印紙税は土地や家屋の売買契約書や請負契約書などを作成した際に、その作成者にかかる税です。

税額など詳しい内容は、所轄の税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ内のタックスアンサーをご覧ください。

 お問い合わせ先は P92参照

③ 不動産取得税（県税）

県内に所在する不動産（土地・家屋）を売買、交換、贈与、新築などによって取得した場合にその取得者にかかる税金です。税率など詳しい内容は、県税事務所へお問い合わせください。

 お問い合わせ先は P92参照

(2) 所得税（国税）の住宅借入金等特別控除（所得税の住宅ローン控除）

返済期間10年以上の住宅ローン等を利用してマイホームを新築、購入または増改築し、一定の要件に該当すれば、入居した年以後の一定の期間、所得税額から一定額を控除できる制度です。

令和5年中に入居した方の控除期間は13年間または10年間です。対象となる要件やその他の年に入居した方の控除期間等については、税務署へお問い合わせください。

① 控除額の計算等

次の算式により計算した控除額をその年の所得税額から減額します。

$$\boxed{\text{住宅ローン等の年末残高}} \times \boxed{\text{控除率}} = \boxed{\text{控除額}} \quad (\text{控除限度額があります})$$

（住宅の取得等の対価が限度）

「住宅ローン等」には、家屋の新築や購入とともにその敷地等の購入に係るローン等で、一定のものが含まれます。

② 控除を受けるための手続き

住宅借入金等特別控除を受けるためには確定申告をする必要があります。

なお、給与所得者は、1年目に確定申告をすると2年目以降は年末調整で控除を受けることができます。

③ 所得税の住宅ローン控除に関するお問い合わせ先

所轄の税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ内のタックスアンサーをご覧ください。

お問い合わせ先は P92参照



(3) 市県民税の住宅借入金等特別税額控除（市県民税の住宅ローン控除）

所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から引ききれなかった控除額がある場合は、引ききれなかった控除額分が翌年度の市県民税額から減額されます。

※所得税のように税額の還付を行うものではなく、翌年度の市県民税から減額されます。

※特定増改築等（バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、多世帯同居改修工事）住宅借入金等特別控除は市県民税では減額されませんので、ご注意ください。

※各入居年に対する控除限度額については、下表のとおりです。

居住年（月）	控 除 限 度 額
平成21年～平成26年3月	所得税の課税総所得金額等の5%（最高 9.75万円）
平成26年4月～令和3年	所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）※1
令和4年～令和7年	所得税の課税総所得金額等の5%（最高 9.75万円）※2

※1 住宅購入等に係る消費税率が8%または10%の場合に限ります。それ以外の場合については、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）が控除限度額となります。

※2 居住年が令和4年中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響等による一定の要件を満たす場合の控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）となります。

① 確定申告で住宅ローン控除の適用を申告する方

最初の1年分については、必ず「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を添付して確定申告をしてください。2年目以降の適用を確定申告で申告する場合は、確定申告書第二表「特例適用条文等」欄に必ず居住開始年月日等、必要事項を記載してください。

② 年末調整で住宅ローン控除の適用を受けている方

毎年1月ごろに勤務先から配付される「給与所得の源泉徴収票」の（摘要）欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」が記載されていることが必要です。

- ・税務署への確定申告や勤務先での年末調整の内容に基づき、市県民税の控除を適用しますので、仙台市への申告は不要です。
- ・東日本大震災により所有する家屋が被害を受けたことにより居住できなくなった方は、市県民税の住宅ローン控除の特例の適用を受けられる場合があります。

P6参照

3. マイホームを保有しているとき

(1) 固定資産税・都市計画税

土地や家屋を所有している方に課税される税金です。住宅用地や新築住宅については、軽減措置があります。

P53～P62参照

4. マイホームを売ったとき

(1) 譲渡所得にかかる所得税(国税)と市県民税

マイホームに限らず、土地や建物などの不動産を売却して得た所得（譲渡所得）は、給与所得や事業所得などの他の所得から分離して計算（分離課税）を行います。不動産の所有期間等により課税の方法が異なります。

土地・建物等を譲渡した年の1月1日現在の

所有期間が5年以内の場合は 「短期譲渡所得」として課税
 所有期間が5年を超える場合は「長期譲渡所得」として課税

① 税額の計算方法

課税譲渡所得金額 に、「税率」をかけて計算します。

Q & A

Q 譲渡所得とは？

A 一般的には土地、建物、株式、ゴルフ会員権などの資産を譲渡することによって生ずる所得をいいます。

ただし、事業用の商品などの棚卸資産や山林などの譲渡による所得は、譲渡所得にはなりません。

(a) 税率表

	税率	所得税 [※]	市県民税
長期譲渡所得の場合	20%	15%	5%
短期譲渡所得の場合	39%	30%	9%

※平成25年から令和19年までは、復興特別所得税として各年分の所得税額の2.1%を所得税と併せて申告・納付することになります。

(b) マイホームを売ったときの軽減税率表

（譲渡の年の1月1日において所有期間が10年を超えるものに限りです）

	税率	所得税 [※]	市県民税
課税譲渡所得が6,000万円までの部分	14%	10%	4%
課税譲渡所得が6,000万円を超える部分	20%	15%	5%

※平成25年から令和19年までは、復興特別所得税として各年分の所得税額の2.1%を所得税と併せて申告・納付することになります。

(c) 課税譲渡所得金額の計算方法

課税譲渡所得金額 = 収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額

• 取得費とは

売った土地や建物を買入れたときの購入代金、購入手数料などの資産の取得に要した金額に、その後支出した改良費、設備費を加えた合計額をいいます。

なお、建物の取得費は、所有期間中の減価償却費相当額を差し引いて計算します。また、土地や建物の取得費が分からなかったり、実際の取得費が譲渡価額の5%よりも少ないときは、譲渡価額の5%を取得費（概算取得費）とすることができます。

• 譲渡費用とは

土地や建物売るために支出した費用をいい、仲介手数料、測量費、売買契約書の印紙代、売却するときに借家人などに支払った立退料、建物を取り壊して土地を売るときの取壊し費用などです。

• 特別控除額

特例が受けられる譲渡	特別控除額
収用等により土地建物を譲渡した場合	5,000万円
マイホーム（居住用財産）を譲渡した場合	3,000万円
特定土地区画整理事業等のために土地を譲渡した場合	2,000万円
特定住宅地造成事業等のために土地を譲渡した場合	1,500万円
平成21年および平成22年に取得した国内にある土地等を譲渡した場合（長期譲渡所得のみ）	1,000万円
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円
低未利用土地等を譲渡した場合（長期譲渡所得のみ）	100万円

※それぞれの特別控除額は、特例ごとの譲渡益が限度となります。

※特別控除額は、その年の譲渡益の全体を通じて、合計5,000万円が限度となります。

② マイホームを売ったときの特例

マイホーム（居住用財産）を売ったときは、所有期間の長短に関係なく譲渡所得から最高3,000万円まで控除できる特例があります。これを「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例」といいます。

このマイホームを売ったときの特例は、次のような資産には適用されません。

- この特例を受けることだけを目的として入居したと認められる家屋
- 居住用家屋を新築する期間中だけ仮住まいとして使った家屋、その他一時的な目的で入居したと認められる家屋
- 別荘などのように主として趣味、娯楽または保養のために所有する家屋

③ 譲渡所得にかかる所得税（国税）に関するお問い合わせ先

所轄の税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ内のタックスアンサーをご覧ください。

お問い合わせ先は P92参照

亡くなられた方への課税

市県民税

市県民税はその年の1月1日（賦課期日）現在、仙台市にお住まいの方に対して、前年中の所得に基づき課税されます。

したがって、令和5年度分の市県民税は、令和5年1月2日以降、その年の途中で亡くなられた方に対しても、令和4年中の所得に基づき課税され、亡くなられた方の相続人が納税義務を引き継ぐこととなります。

〈令和6年度の課税について〉

令和5年1月2日から令和6年1月1日の間に亡くなられた方へは課税されません。

固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税はその年の1月1日（賦課期日）現在、登記簿等に所有者として登記または登録されている方に課税されます。

したがって、所有者の方が賦課期日以後に亡くなられた場合は、亡くなられた方の相続人がその年度分の納税義務を引き継ぐこととなります。

〈令和6年度以降の課税について〉

次の賦課期日（令和6年1月1日）までに法務局に相続登記の手続が完了した場合、相続登記により所有者となった方が、令和6年度の納税義務者となります。一方、手続が完了せず、登記名義人が亡くなられた方のみである場合、その方の土地・家屋を現に所有している方（法定相続人など）が、納税義務者となりますので、「固定資産現所有者申告書」を市役所資産課税課にご提出ください。

登記されていない家屋（未登記家屋）の所有者の方が亡くなられた場合についてもこの申告書を提出していただきますが、遺産分割協議等により、新たな所有者が確定した場合には、別途「未登記家屋名義変更届」をご提出ください。

詳細は、市役所資産課税課にお問い合わせください。

お問い合わせ先は P93参照

軽自動車税（種別割）

原動機付自転車や軽自動車等をお持ちの方が亡くなられた場合、名義変更（親族への相続の場合も必要です。）または廃車の手続が必要となります。

P65参照

Q 「相続」とは？

A 相続人が、相続開始の時から、被相続人（亡くなられた方）に属した一切の権利義務を引き継ぐ制度です。「納税義務」も相続人が引き継ぐ義務に含まれています。

Q 誰が「相続人」になるの？

A 「相続人」とは、被相続人（亡くなられた方）の一定の親族をいいます。相続人となる親族の範囲（法定相続人）やその相続する財産の割合（法定相続分）は民法で規定されています。「法定相続人」の範囲や「法定相続分」は下記のとおりです。

〈配偶者（夫または妻をいいます。）と子がいる場合〉

	法定相続人	法定相続分
	配偶者	2分の1
	子	4分の1
	子	4分の1

- 配偶者は常に相続人になります。配偶者がいない場合は、子だけが相続人になります。
- 子が複数いる場合は、法定相続分を均等に分けます。

〈子がいない場合〉

	法定相続人	法定相続分
	配偶者	3分の2
	父	6分の1
	母	6分の1

- 子がいない場合は、配偶者と被相続人の父・母が相続人になります。

なお、子ども親もない場合は、配偶者と被相続人の兄弟が相続人になります（法定相続分は異なります。）。

～国税について～

・所得税

年の中途で死亡した人の場合は、相続人が、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。これを準確定申告といいます。

・相続税

相続や遺贈によって取得した財産および相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。）が基礎控除額を超える場合に、その超える部分（課税遺産総額）に対して課税されます。

この場合、相続税の申告および納税が必要となり、その期限は被相続人の死亡したことを知った日の翌日から10か月以内です。

詳しくは、所轄の税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ内のタックスアンサーをご覧ください。

お問い合わせ先は P92参照 

～未来につなぐ相続登記～

相続登記を行わないと、相続した土地・家屋を売却したり、担保にして融資を受けたりすることができません。また、手続をせずそのまま放置すると、さらなる相続が発生し、手続がますます難しくなるため、将来・次世代のために早期に相続登記されますようお勧めします。

なお、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

相続登記の依頼または相談 宮城県司法書士会 022-221-6870	相続登記の申請に関する 相談（登記相談は予約制） 仙台法務局 022-225-5767	土地の境界や表示登記に 関する相談 宮城県土地家屋調査士会 022-225-3961
--	--	---

空き家と税金

人が住まなくなったり、使わなくなったりした「空き家」は、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがあります。「空き家」の発生を抑制するため、また、管理不全な「空き家」の除却・適切な管理を促進するため、税制上、次のような措置が設けられています。

所得税(国税)

被相続人の居住用財産(空き家)を売ったときの特例

相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋または被相続人居住用家屋の敷地等を、平成28年4月1日から令和5年12月31日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます。これを「被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例」といいます。

特例を適用するためには、相続した家屋等が所在する市区町村長が交付する「被相続人居住用家屋等確認書」が必要になります。仙台市内に相続した家屋等がある場合には、**市役所市民生活課(電話:022-214-6148)**にお問い合わせください。

特例についての詳しい内容は、所轄税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ内のタックスアンサーをご覧ください。 **お問い合わせ先は P92参照**

固定資産税・都市計画税

勧告がなされた特定空き家等の敷地の固定資産税・都市計画税

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の規定により、所有者等に対して勧告がなされた特定空き家等の敷地については、「住宅用地の課税標準の特例」の対象から除かれることから、この特例による軽減を受けることができなくなります。

住宅用地の課税標準の特例は P54参照

Q & A

Q 特定空き家等とは？

A 建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものおよびその敷地のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。

- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

管理不全な空き家等に関するご相談等は、各区役所区民生活課・宮城総合支所まちづくり推進課・秋保総合支所総務課にお問い合わせください。

お問い合わせ先は P95～P96参照

「出国と税金

出国される場合には、市税の納税等の手続きが必要な場合があります。

市県民税

1. 出国しても市県民税が課税される場合があります

市県民税は、その年の1月1日にお住まいの住所地の市区町村が課税することになっています。

このため、年の途中で出国される方にも、市県民税の納税義務が発生する場合があります。

2. 出国前に必要な納税の手続き

(1) 1月から6月(納税通知書が送付される前)に出国される方

出国した年に納める市県民税の納税通知書は、出国した年の6月中旬に送付します。前年中に一定額以上の所得があり、市県民税が課税される(市県民税を納める必要がある)方は、出国前に本人の代わりに納税に関する書類の受領や納税に関する事項を行う「納税管理人」の設定か、または納税通知書が送付される前にあらかじめご自身で納税を行う「予納」が必要となります。

(2) 6月(納税通知書送付後)から12月に出国される方

出国前に全額ご納付いただいた場合は、特に手続きは必要ありません。

納めていない市県民税がある場合は、本人の代わりに納税をしていただくための「納税管理人」の設定が必要になります。

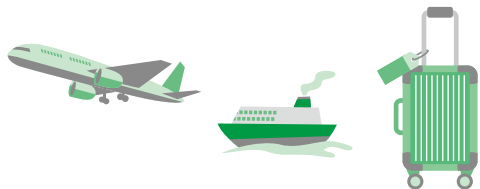
3. 納税管理人の設定方法

出国するまでの間に、「納税管理人選定・変更申告(申請)書」および「納税管理人(選定・変更)【承認・否認】書」(市外の方を選任する場合のみ。)を市役所市民税課に提出してください。

4. 予納の手続き

納税通知書が送付される前に税額を計算し、出国前にあらかじめご自身で納めていただくため、「予納の申出書」と、確定申告書の写しや源泉徴収票など、前年中の所得等の状況が確認できる書類を市役所市民税課に提出してください。

税額は、後日仙台市からお送りする納付書で出国までの間に納めていただきます。



固定資産税・都市計画税

1. 出国前に必要な納税の手続き

固定資産税・都市計画税は、その年の1月1日（賦課期日）現在、市内に固定資産（土地、家屋または償却資産）を所有している方に課税されます（納税通知書は4月上旬に送付しています。）。

このため、年の途中で出国される場合にも、その年の1月1日に固定資産を所有していれば、納付していただく必要があります。

※納めていない固定資産税・都市計画税がある場合または翌年1月1日も引き続き市内に固定資産を所有する場合については、本人の代わりに納税をしていただくための「納税管理人」の設定が必要になります。

2. 納税管理人の設定方法

出国が決まった日から10日以内に、「固定資産税納税管理人選定・変更申告（申請）書」を市役所資産課税課に提出してください。

※納税管理人を設定して出国した場合は、帰国時に市役所資産課税課への連絡をお願いいたします。

軽自動車税（種別割）

原動機付自転車や軽自動車等をお持ちの方は、出国前に、名義変更（親族への譲渡の場合も必要です。）または廃車の手続きが必要となります。

P65参照

Q & A

Q 納税管理人とは？

A 納税管理人とは、市内に住所・居所を有していない納税義務者が、納税に関する事務処理をしてもらうために選任するものです。納税通知書の受領、税額の納付など、納税に関わる事務を管理していただくこととなります。

Q 納税管理人になることができる方は？

A 国内に住所・居所・事務所・事業所を有する方（法人を含む。）となります。納税管理人を選任する場合は、各税目の担当課に申告する必要があります。

詳しくは、該当する税目の担当課までお問い合わせください。

お問い合わせ先は P93参照

配当と税金

上場株式等の配当については、所得税15%、復興特別所得税0.315%、県民税5%で源泉（特別）徴収されており、申告は不要ですが、各種控除等の適用を受けるために、総合課税または分離課税を選択して申告することもできます。

なお、申告した場合は合計所得金額に算入されるため、その金額によっては配偶者控除や扶養控除の対象から外れたり、所得金額を算定基礎としている国民健康保険料等の金額が上がることもあります。

1. 配当等所得の申告要否および課税方法等

株式の配当等の区分		申告要否	課税方式	税率 ※1	配当控除	上場株式等譲渡損失との損益通算	その他の所得との合算
上場株式等	大口保有株式以外のもの	申告不要	源泉(特別)徴収	5%	×	×	×
		申告により選択可※3	分離課税	5%	×	○	×
	総合課税		10%	○	×	○	
大口保有株式 ※2	必要	総合課税	10%	○	×	○	
上場株式等以外		必要	総合課税	10%	○	×	○

※1 源泉（特別）徴収は県民税配当割、分離課税および総合課税は市県民税の税率。

※2 総発行株数等の3%以上の株式を有する株主の配当等。

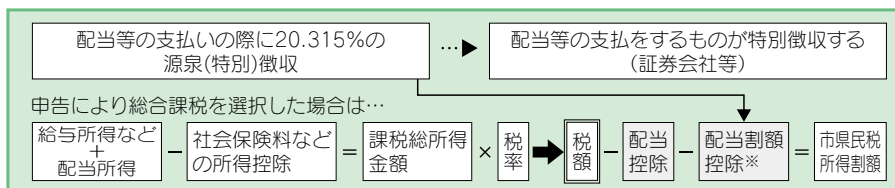
なお、令和5年10月1日以後に支払われる上場株式等の配当等については、「個人株主の持株割合」と「当該個人株主が50%超の株式を保有する法人（支配法人）の持株割合」との合計が3%以上となる場合も大口株主等と同様に総合課税となります。

※3 所得税の確定申告において上場株式等の配当等所得を総合課税または申告分離課税として申告された場合は、市県民税も同様の課税方式が適用されます。

また、納税通知書が送達される日までに、確定申告書第二表の住民税に関する事項の該当欄（申告不要制度のみ選択）に必要な事項を記載して所轄の税務署へ提出するか、確定申告書とは別に、市民税・県民税申告書（付表）を提出することにより、所得税と異なる課税方式（申告不要制度（源泉分離課税）、総合課税、申告分離課税）を選択することができます。（例：所得税は総合課税、市県民税は申告不要制度（源泉分離課税））

なお、税制改正により令和6年度以後分の市県民税については、所得税と異なる課税方式の選択はできません。

2. 上場株式等の配当所得を申告した場合



※所得割額から控除しきれなかった配当割額がある場合には、当該年度分の市県民税に充当します。また、充当しきれなかった場合には、還付もしくは未納に係る地方団体の徴収金に充当します。

3. 配当控除

総合課税される配当所得がある場合は配当所得の一定割合が控除されます。

算出方法：配当控除額 = 配当所得の金額 × 控除率

【配当所得に対する控除率】

種 別		所得区分等		課税総所得					
				1,000万円以下の部分			1,000万円超の部分		
		市民税	県民税	所得税	市民税	県民税	所得税		
配当所得の種類	利益の配当等		2.24%	0.56%	10%	1.12%	0.28%	5%	
	特定証券投資信託※	外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	5%	0.56%	0.14%	2.5%	
		一般外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	2.5%	0.28%	0.07%	1.25%	

※特定外貨建等証券投資信託は配当控除の適用はありません。

4. 配当割額控除

前年中に地方税（配当割）を差し引かれた配当所得があり、この所得を申告した場合に、差し引かれた税額を減額するものです。

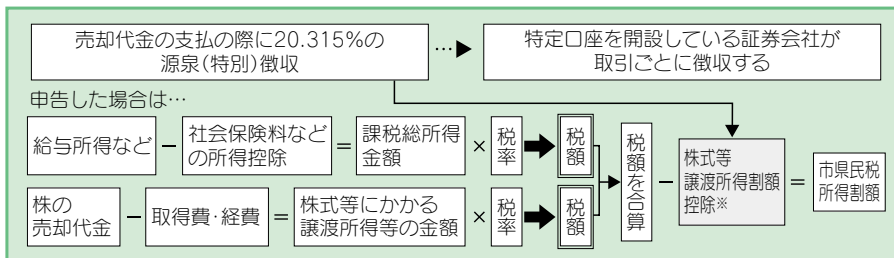
算出方法：配当割額控除額 = 配当割額 × 控除率

【配当割額に対する控除率】

市民税…3/5 県民税…2/5

《参考》

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡所得も申告することができます。



※所得割額から控除しきれなかった株式等譲渡所得割額がある場合には、当該年度分の市県民税に充当します。また、充当しきれなかった場合には、還付もしくは未納に係る地方団体の徴収金に充当します。

マイナンバーと市税の手続き

1. マイナンバーとは

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号であり、社会保障や税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人情報が一人の情報であることを確認するために活用されます。

マイナンバーを取り扱う際には…

マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）は安全管理措置を講じ、適正に取り扱う必要があります。詳しくは、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」(<https://www.ppc.go.jp/legal/policy/>) が示されています。

2. 市税に関する各種手続におけるマイナンバーの取扱いについて

市税の手続きでは、給与支払報告書・各種税申告書等の一部において、マイナンバーの記載が必要です。

マイナンバーを記載した申告書等を提出する場合は、「正しい個人番号であること」および「個人番号の正しい持ち主であること」が確認できる本人確認書類を提示していただく必要があります。

※ただし、給与支払報告書や給与所得者異動届など、事業主が本人から番号の確認等を行った上で作成し提出する書類については、本人確認書類は不要です。

3. 各種手続時のマイナンバーおよび本人確認に必要となる書類

(1) 本人が提出する場合

次の(ア)か(イ)のいずれかの組み合わせの書類をお持ちください（郵送の場合、委任状以外は写しを同封してください）。

	番号確認	本人確認
(ア)	マイナンバーカード（裏面）	マイナンバーカード（表面）
(イ)	【いずれか1点】 通知カード※、マイナンバーが記載された住民票の写し	【いずれか1点】 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、顔写真付きの証明書（学生証、社員証等）等

※通知カードは、住所や氏名等の記載内容が住民票の情報と一致している場合のみ、番号確認の書類として使用できます。

(2) 本人以外の方(同居の親族も含む代理人)が提出する場合

次の書類をそれぞれお持ちください（郵送の場合は写しを同封してください。）。

本人の番号確認 (写しも可)	代理人の本人確認 ※2	代理権の確認
<p>【いずれか1点】 本人のマイナンバーカード、通知カード※1、マイナンバーが記載された住民票の写し</p>	<p>【いずれか1点】 代理人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、顔写真付きの証明書（学生証、社員証等）等 (上記での確認が困難な場合) 【いずれか2点】 代理人の公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、顔写真なしの証明書（学生証、社員証等）等</p>	<p>【いずれか1点】 《任意代理人の場合》 委任状（原本） 《法定代理人の場合》 戸籍謄本（全部事項証明）、その他その資格を証明する書類（上記での確認が困難な場合） 【いずれか1点】 ・本人の署名・押印および代理人の氏名・住所(または生年月日)の記載および押印のある提出書類 ・本人しか持ちえない書類（マイナンバーカード、運転免許証、公的医療保険の被保険者証等）</p>

※1 通知カードは、住所や氏名等の記載内容が住民票の情報と一致している場合のみ、番号確認の書類として使用できます。

※2 上表は代理人が個人の場合の本人確認です。代理人が法人の場合は、法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書のいずれか一点と当該法人との関係を証する書類（社員証等）が必要です。

4. 法人番号

法人には1法人1つの13桁の法人番号が指定されています。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表されています。

5. マイナンバー等の記載が必要となる主な書類

税 目	主な書類	税 目	主な書類
市県民税	市県民税申告書	固定資産税	償却資産に関する申告書
	給与支払報告書		バリアフリー改修減額申告書※
	給与所得者異動届出書		熱損失防止改修(省エネ改修)減額申告書※
法人市民税	法人市民税申告書 (確定、中間、予定、修正)	事業所税	東日本大震災に係る被災代替資産申告書
	更正請求書		事業所税申告書
	法人の設立・異動等の届出書		更正請求書

※番号の記載に伴い、一部の添付書類が不要となる場合があります。

マイナンバーの記載が必要となる書類についての詳細は、各業務担当課に確認してください。

お問い合わせ先は P93参照

市税のあらまし

個人市民税 〃 914億円（令和5年度当初予算）

区内に住所がある個人に負担していただく税金で、「均等割」と「所得割」があります。

「均等割」…所得の額にかかわらず一定の額を負担いただくもの

「所得割」…所得の額に応じて負担いただくもの

※個人県民税の申告と納付は、個人市民税とあわせて行うことになっています。

1. 納税義務者（納める方）

納税義務者	納める税金	
	均等割	所得割
区内に住所がある方	○	○
区内に事務所や家屋敷がある方でその区内に住所がない方	○	×

その区内に住所があるかどうか、また、事務所や家屋敷※があるかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断します。

※家屋敷とは、自分や家族が住む目的で、住民票のある住所地以外に所有または借りている住宅をいいます。

Q & A

Q 単身赴任者の市県民税はどこに納めるの？

A 市県民税は、住所（生活の本拠をいい、住民登録上の住所とは限りません。）のある市区町村に納めます。

単身赴任の方が、勤務日以外の日に家族のもとで生活を共にしている場合には、家族のもとに生活の本拠があるとされ、この場合、市県民税は家族と生活する住所地の市区町村に納めていただくことになります。

また、単身赴任先の市区町村に家屋敷がある場合は、単身赴任先においても均等割が課税されます。

Q 1月1日現在仙台市泉区に住んでおり、青葉区にお店を持っています。市から市県民税の納税通知書が2つ送られてきましたがなぜでしょうか？（1通は均等割6,200円のみ税額）

A 均等割のみの納税通知書はお店（事務所）の分です。

市県民税は、1月1日（賦課期日）現在で区内に住所がある方と、住所はないが区内に事務所や家屋敷がある方が納税義務者になります。

この場合、泉区に住所（自宅）があるので、泉区分として個人の所得に対して課税される均等割と所得割の納税通知書が、この他に青葉区内にお店（事務所）があるので青葉区分として均等割のみの納税通知書が送られます。

2. 非課税になる方

均等割と所得割の両方が課税されない方	<p>以下のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による生活扶助を受けている方 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方（給与収入のみの場合、年収2,044,000円未満） 前年中の合計所得金額が次の額以下の方 <ul style="list-style-type: none"> ● 同一生計配偶者^{※1}および扶養親族^{※2}のない方…45万円^{※3}（給与収入のみの場合、年収100万円以下） ● 同一生計配偶者^{※1}または扶養親族^{※2}のある方… 35万円^{※3}×人数(本人+同一生計配偶者^{※1}+扶養親族数^{※2})+21万円^{※3}+10万円
所得割が課税されない方	<ul style="list-style-type: none"> 前年中の総所得金額等の合計が次の額以下の方 <ul style="list-style-type: none"> ● 同一生計配偶者^{※1}および扶養親族^{※2}のない方…45万円（給与収入のみの場合、年収100万円以下） ● 同一生計配偶者^{※1}または扶養親族^{※2}のある方… 35万円×人数(本人+同一生計配偶者^{※1}+扶養親族数^{※2})+32万円+10万円

※1 同一生計配偶者とは、納税義務者に扶養されている配偶者で合計所得金額が48万円以下の方です。

※2 扶養親族には、扶養控除の対象とならない16歳未満の方を含みます。

※3 本市の金額です。市区町村により異なる場合があります。

Q & A

Q 総所得金額等とは？

A 損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額をいいます（所得割の非課税判定等に使用します。）。

Q 合計所得金額とは？

A 損失の繰越控除前の総所得金額等をいいます（均等割の非課税判定や配偶者控除・扶養控除の所得要件等の確認に使用します。）。

3. 税率

	市民税		県民税			合計
均等割	3,500円	うち復興財源 (500円)	2,700円	うち「みやぎ環境税」 (1,200円)	うち復興財源 (500円)	6,200円
所得割	8%		2%			10%

※平成26年度から令和5年度までは、復興財源として市民税・県民税の均等割の税率がそれぞれ500円引き上げられています。

※「みやぎ環境税」は、平成23年度から令和7年度まで課税されます。

Q & A

Q 市県民税の額は市町村によって違うの？

A 所得等の状況が同じであれば、市県民税の額は基本的に他の市町村と異なることはありません。

市県民税の計算方法は地方税法に定められており、どの市町村でも同じ方法で計算しています。また、税率は、地方税法に「標準税率」が定められており、本市を含めほとんどの市町村では標準税率を採用しておりますので、所得等の状況が同じであれば、市県民税の額は基本的にどの市町村に住んでいても同じ金額になります。

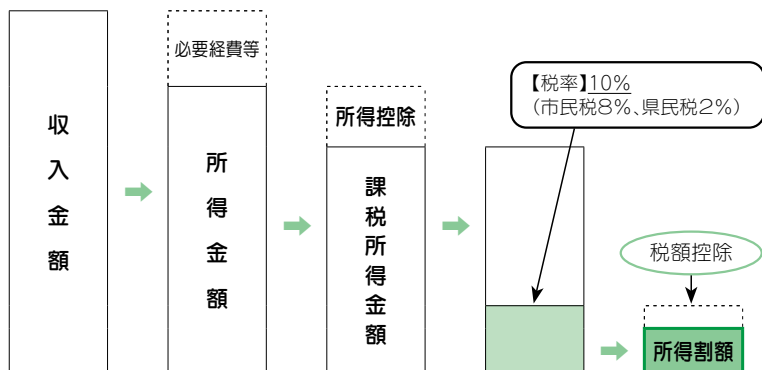
なお、宮城県では環境施策の推進のため、「みやぎ環境税」として、個人県民税の均等割に1,200円を上乗せしています。

4. 所得割の算出のしくみ

(ア) 前年の収入金額 - 必要経費等 = 所得金額

(イ) 所得金額 - 所得控除 (P39参照) = 課税所得金額

(ウ) 課税所得金額 × 税率 - 税額控除 (P42参照) = 所得割額



(1) 所得金額の算出

所得金額は、所得の種類ごとに前年中の収入金額から、その収入を得るために要した経費（必要経費）を差し引いて算出します。

所得の種類		所得金額の算出方法	
(ア) 利子所得	公社債・預貯金等の利子など	所得金額＝収入金額	
(イ) 配当所得	株式や出資の配当など	所得金額＝収入金額－株式等の元本を取得するために要した負債の利子	
(ウ) 不動産所得	地代、家賃など	所得金額＝収入金額－必要経費	
(エ) 事業所得	事業から生じる所得	所得金額＝収入金額－必要経費	
(オ) 給与所得	給料、賞与、賃金など	所得金額＝収入金額－給与所得控除額－所得金額調整控除（該当する場合のみ） 所得金額調整控除は P37参照 →	
(カ) 退職所得	退職金、一時恩給など	所得金額＝（収入金額－退職所得控除額）×1/2 詳細は P9参照 →	
(キ) 山林所得	山林の伐採等で生じる所得	所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除額（最大50万円）	
(ク) 譲渡所得	機械器具、宝石、書画、骨とう、特許権、著作権などの資産を売った場合に生じる所得	所得金額＝収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額（最大50万円） ※5年超保有の資産を譲渡した場合、課税対象となる金額は上記の1/2となります。	
(ケ) 一時所得	生命保険や損害保険の満期返戻金、賞金、懸賞金など	所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除額（最大50万円） ※課税対象となる金額は上記の1/2となります。	
(コ) 雑所得	公的年金、生命（損害）保険の年金、上記(ア)～(ク)以外の所得など	公的年金等	所得金額＝収入金額－公的年金等控除額
		業務・その他	所得金額＝収入金額－必要経費

① 非課税所得（所得金額に算入されず課税の対象とならない所得）

主な非課税所得

- 遺族年金（恩給）、障害年金
- 宝くじの当選金
- 生活保護法により支給される保護金品
- 給与所得者の通勤手当（上限あり）
- 損害保険金、損害賠償金、感謝料
- 健康保険、労災保険等からの給付
- 義援金、見舞金
- 雇用保険の失業等給付

② 給与所得の速算表

(ア)：給与収入金額	給与所得の金額	
550,999円まで	0円	
551,000円から 1,618,999円まで	(ア) - 550,000円	
1,619,000円から 1,619,999円まで	1,069,000円	
1,620,000円から 1,621,999円まで	1,070,000円	
1,622,000円から 1,623,999円まで	1,072,000円	
1,624,000円から 1,627,999円まで	1,074,000円	
1,628,000円から 1,799,999円まで	(ア)を「4」で割って 千円未満の端数を 切り捨て (算出金額：(イ))	(イ) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円から 3,599,999円まで		(イ) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円から 6,599,999円まで		(イ) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円から 8,499,999円まで	(ア) × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円以上	(ア) - 1,950,000円 - 所得金額調整控除 ※1	

公的年金等に係る雑所得がある方は
所得金額調整控除 ※2 を適用

- ※1 子育て世帯等に対する所得金額調整控除について
給与収入が850万円を超える方で、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、または本人、配偶者もしくは扶養親族が特別障害者に該当する場合、次の金額が控除されます（他の方が控除の対象としている扶養親族であっても、要件を満たす場合は所得金額調整控除の対象となります。）。

(給与収入 - 850万円) × 10% (上限15万円)

- ※2 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある方の所得金額調整控除について
次の金額が控除されます。

**給与所得控除および上記※1の所得金額調整控除後の給与等の金額(上限10万円)
+ 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円**

〈計算例1〉

「給与等の収入金額の合計額」が5,812,500円の場合の給与所得の金額
 $5,812,500円 \div 4 = 1,453,125円$
 $1,453,125円$ の千円未満の端数を切り捨てる → $1,453,000円$
 $1,453,000円 \times 3.2 - 440,000円 = \underline{4,209,600円}$

〈計算例2〉

「給与等の収入金額の合計額」が8,800,000円、小学生の子供を扶養している場合の
給与所得の金額
 $8,800,000円 - 1,950,000円 - 30,000円^* = \underline{6,820,000円}$
 $^* 所得金額調整控除：(8,800,000円 - 8,500,000円) \times 10\% = 30,000円$

③ 公的年金等に係る雑所得の速算表 ※

【年齢 65歳未満】

【年齢 65歳以上】

㊦：公的年金等の 収入金額の 合計額	公的年金等に係る 雑所得額	㊦：公的年金等の 収入金額の 合計額	公的年金等に係る 雑所得額
600,000円まで	0円	1,100,000円まで	0円
600,001円から 1,299,999円まで	㊦ - 600,000円	1,100,001円から 3,299,999円まで	㊦ - 1,100,000円
1,300,000円から 4,099,999円まで	㊦ × 75% - 275,000円	3,300,000円から 4,099,999円まで	㊦ × 75% - 275,000円
4,100,000円から 7,699,999円まで	㊦ × 85% - 685,000円	4,100,000円から 7,699,999円まで	㊦ × 85% - 685,000円
7,700,000円から 9,999,999円まで	㊦ × 95% - 1,455,000円	7,700,000円から 9,999,999円まで	㊦ × 95% - 1,455,000円
10,000,000円以上	㊦ - 1,955,000円	10,000,000円以上	㊦ - 1,955,000円

※小数点以下切り捨て

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合を記載しております。この金額が1,000万円を超える場合には、計算方法が異なります。詳しくは市役所市民税課までお問い合わせください。

〈計算例〉

年齢65歳以上の方で「公的年金等の収入金額の合計額」が330万円の場合の公的年金等に係る雑所得の金額
 $3,300,000円 \times 0.75 - 275,000円 = \underline{2,200,000円}$



(2) 所得控除

所得控除は、納税義務者の実情に応じた税負担を求めするために、扶養親族の有無、病気、災害などによる出費があるかなどの個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものです。

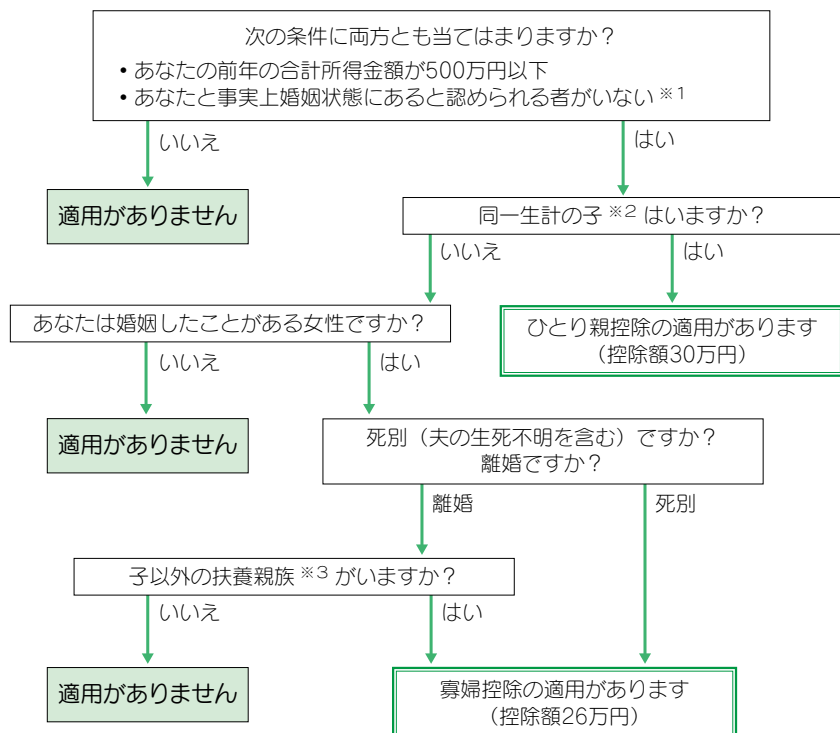
控除の種類	控 除 額																				
雑損控除	<p>災害などにより本人または同一生計の親族が所有する資産に損失を受けた場合次のうち、いずれか多い方の金額</p> <p>(ア) (損失額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等×10%) ※損失額には災害関連支出の金額を含む。</p> <p>(イ) 災害関連支出※の金額－5万円 ※災害により住宅家財等が滅失・損壊した場合の取壊しや原状回復のための支出など</p>																				
医療費控除	<p>本人または同一生計の親族の医療費を支払った場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">支払った医療費の金額 － 保険金等で補てんされる金額</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">－</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">総所得金額等×5%または 10万円のいずれか少ない金額</td> </tr> </table> <p>※控除限度額200万円</p> <p>セルフトレーディング税制（医療費控除の特例）を選択した場合（申告する本人が健康増進等への「一定の取組」を行った場合のみ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">本人または同一生計の親族のために支払ったスイッチOTC医薬品購入費の金額－保険金等で補てんされる金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">－</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">12,000円</td> </tr> </table> <p>※控除限度額88,000円</p>	支払った医療費の金額 － 保険金等で補てんされる金額	－	総所得金額等×5%または 10万円のいずれか少ない金額	本人または同一生計の親族のために支払ったスイッチOTC医薬品購入費の金額－保険金等で補てんされる金額	－	12,000円														
支払った医療費の金額 － 保険金等で補てんされる金額	－	総所得金額等×5%または 10万円のいずれか少ない金額																			
本人または同一生計の親族のために支払ったスイッチOTC医薬品購入費の金額－保険金等で補てんされる金額	－	12,000円																			
社会保険料控除	<p>本人または同一生計の親族の社会保険料（健康保険、国民年金、介護保険など）を支払った場合 → 支払った金額</p>																				
小規模企業共済等掛金控除	<p>小規模企業共済掛金、確定拠出年金法の企業型・個人型年金の加入者掛金および心身障害者扶養共済掛金を支払った場合 → 支払った金額</p>																				
生命保険料控除	<p>生命保険料（介護医療保険料、個人年金保険料を含む。）を支払った場合</p> <p>【新契約（平成24年1月1日以降契約分）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">[支払額]</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">[控除額]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">12,000円以下のとき</td> <td style="padding: 5px;">全額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">12,000円超32,000円以下のとき</td> <td style="padding: 5px;">支払額の1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">32,000円超56,000円以下のとき</td> <td style="padding: 5px;">支払額の1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">56,000円超のとき</td> <td style="padding: 5px;">28,000円</td> </tr> </table> <p>【旧契約（平成23年12月31日以前契約分）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">[支払額]</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">[控除額]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">15,000円以下のとき</td> <td style="padding: 5px;">全額</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">15,000円超40,000円以下のとき</td> <td style="padding: 5px;">支払額の1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">40,000円超70,000円以下のとき</td> <td style="padding: 5px;">支払額の1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">70,000円超のとき</td> <td style="padding: 5px;">35,000円</td> </tr> </table> <p>【新契約と旧契約の両方を有する場合】</p> <p>それぞれの控除額の合計額（上限28,000円）となります。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は旧契約の適用限度額が適用されます。</p> <p>※生命保険料（新契約、旧契約）、介護医療保険料（新契約）、個人年金保険料（新契約、旧契約）について、それぞれの控除額を上記の算式で計算し、合計します（限度額70,000円）。</p>	[支払額]	[控除額]	12,000円以下のとき	全額	12,000円超32,000円以下のとき	支払額の1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下のとき	支払額の1/4+14,000円	56,000円超のとき	28,000円	[支払額]	[控除額]	15,000円以下のとき	全額	15,000円超40,000円以下のとき	支払額の1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下のとき	支払額の1/4+17,500円	70,000円超のとき	35,000円
[支払額]	[控除額]																				
12,000円以下のとき	全額																				
12,000円超32,000円以下のとき	支払額の1/2+6,000円																				
32,000円超56,000円以下のとき	支払額の1/4+14,000円																				
56,000円超のとき	28,000円																				
[支払額]	[控除額]																				
15,000円以下のとき	全額																				
15,000円超40,000円以下のとき	支払額の1/2+7,500円																				
40,000円超70,000円以下のとき	支払額の1/4+17,500円																				
70,000円超のとき	35,000円																				

地震保険料控除	<p>地震保険料（旧長期損害保険料を含む。）を支払った場合</p> <p>(ア) 地震保険料のみの場合 → 支払額の1/2（限度額25,000円）</p> <p>(イ) 旧長期損害保険料のみの場合</p> <p>平成18年12月31日までに契約し、満期返戻金等があり保険期間が10年以上のものについては、従前の損害保険料控除が適用されます。</p> <table border="0"> <tr> <td>[支払額]</td> <td>[控除額]</td> </tr> <tr> <td>5,000円以下のとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下のとき</td> <td>支払額の1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超のとき</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>(ウ) 地震保険料と旧長期損害保険料の両方を有する場合</p> <p>(ア)と(イ)の合計額（限度額25,000円）</p> <p>※一つの契約等に基づき、地震保険料および旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、納税者の選択により地震保険料または旧長期損害保険料のいずれか一方の控除の適用となります。</p>	[支払額]	[控除額]	5,000円以下のとき	全額	5,000円超15,000円以下のとき	支払額の1/2+2,500円	15,000円超のとき	10,000円
[支払額]	[控除額]								
5,000円以下のとき	全額								
5,000円超15,000円以下のとき	支払額の1/2+2,500円								
15,000円超のとき	10,000円								
障害者控除	<p>本人、その控除対象配偶者または扶養親族が障害者の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>一人につき</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>（特別障害者の場合）</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>（同居特別障害者の場合）</td> <td>53万円</td> </tr> </table> <p>※扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族や同一生計配偶者も、障害者控除の対象となります。</p>	一人につき	26万円	（特別障害者の場合）	30万円	（同居特別障害者の場合）	53万円		
一人につき	26万円								
（特別障害者の場合）	30万円								
（同居特別障害者の場合）	53万円								
寡婦・ひとり親控除	<table border="0"> <tr> <td>本人が寡婦の場合</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>本人がひとり親の場合</td> <td>30万円</td> </tr> </table>	本人が寡婦の場合	26万円	本人がひとり親の場合	30万円				
本人が寡婦の場合	26万円								
本人がひとり親の場合	30万円								
勤労学生控除	本人が勤労学生の場合 26万円								
配偶者控除	<p>前年の合計所得金額が48万円以下の同一生計の配偶者がいる方で本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>（本人の合計所得金額に応じ）</td> <td>11万円～33万円</td> </tr> <tr> <td>※年齢70歳以上の場合</td> <td>13万円～38万円</td> </tr> </table>	（本人の合計所得金額に応じ）	11万円～33万円	※年齢70歳以上の場合	13万円～38万円				
（本人の合計所得金額に応じ）	11万円～33万円								
※年齢70歳以上の場合	13万円～38万円								
配偶者特別控除	<p>同一生計の配偶者（前年の合計所得金額が48万円超133万円以下）がいる方で本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合</p> <table border="0"> <tr> <td>（本人の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じ）</td> <td>1万円～33万円</td> </tr> </table>	（本人の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じ）	1万円～33万円						
（本人の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じ）	1万円～33万円								
扶養控除	<p>前年の合計所得金額が48万円以下の同一生計の扶養親族がいる場合</p> <table border="0"> <tr> <td>（特定扶養控除・19歳以上23歳未満）</td> <td>一人につき45万円</td> </tr> <tr> <td>（老人扶養控除・70歳以上）</td> <td>一人につき38万円</td> </tr> <tr> <td>（同居老親等扶養控除）</td> <td>一人につき45万円</td> </tr> </table> <p>※同居老親とは、本人または配偶者の直系尊属で本人または配偶者と常に同居している方をいいます。</p> <p>（その他扶養控除・16歳以上で上記以外） 一人につき33万円</p>	（特定扶養控除・19歳以上23歳未満）	一人につき45万円	（老人扶養控除・70歳以上）	一人につき38万円	（同居老親等扶養控除）	一人につき45万円		
（特定扶養控除・19歳以上23歳未満）	一人につき45万円								
（老人扶養控除・70歳以上）	一人につき38万円								
（同居老親等扶養控除）	一人につき45万円								
基礎控除	<p>【本人の合計所得金額】</p> <table border="0"> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </table>	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし
2,400万円以下	43万円								
2,400万円超2,450万円以下	29万円								
2,450万円超2,500万円以下	15万円								
2,500万円超	適用なし								

Q & A

Q 寡婦・ひとり親控除の対象となる方は？

A 下記の要件を満たす方をいいます。



※1 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」等の記載がある場合は対象外となります。

※2 この場合の同一生計の子とは、総所得金額等が48万円以下の方に限られます。

※3 この場合の扶養親族とは、合計所得金額が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者となっていない方です（扶養親族には、16歳未満の方を含みます）。

総所得金額等および合計所得金額については、P34の「Q&A」をご参照ください。

(3) 税額控除

税額控除は、税額調整等のために課税所得に税率を乗じた額から、差し引くものです。

① 調整控除

過去の税制改正(平成19年度の税源移譲)における税負担の増加を調整するために、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、市県民税を減額するものです。

調整控除額の計算方法

●合計課税所得金額※が200万円以下の場合

(ア)と(イ)のいずれか小さい額の5%
(市民税4%、県民税1%)

(ア) 人的控除額の差の合計額
(イ) 市県民税の合計課税所得金額

●合計課税所得金額※が200万円超の場合

(ウ)の金額の5%(市民税4%、県民税1%)

(ア) 人的控除額の差の合計額
(イ) 市県民税の合計課税所得金額-200万円
(ウ) (ア)-(イ)(5万円を下回る場合には、5万円)

※合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計です。

【参考】市県民税と所得税との人的控除額の差

人的控除の種類		所得税	市県民税	人的控除額の差	
障害者控除	普通障害	27万円	26万円	1万円	
	特別障害	40万円	30万円	10万円	
	同居特別障害	75万円	53万円	22万円	
寡婦・ひとり親控除	寡婦	27万円	26万円	1万円	
	ひとり親	母	35万円	30万円	5万円
		父	35万円	30万円	1万円※2
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円	
配偶者控除	一般※1	38万円	33万円	5万円	
	老人※1	48万円	38万円	10万円	
配偶者特別控除	配偶者所得※1	48万円超50万円未満	38万円	33万円	5万円
		50万円以上55万円未満	38万円	33万円	3万円※2
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円	
	特定扶養	63万円	45万円	18万円	
	老人扶養	48万円	38万円	10万円	
	同居老親等	58万円	45万円	13万円	
基礎控除※3		48万円	43万円	5万円	

※1 納税義務者の合計所得金額が900万円以下(給与収入金額に換算すると1,095万円以下(所得金額調整控除を適用しない場合))の場合を掲載しております。納税義務者の合計所得金額が900万円を超える場合、人的控除額の差が異なります。詳しくは市役所市民税課までお問い合わせください。

お問い合わせ先は P92参照

※2 税制改正前の人的控除額の差を用いるため、実際の差額と異なります。

※3 納税義務者の合計所得金額が2,400万円を超え2,500万円以下の場合、控除額が異なりますが、人的控除額の差は一律5万円を適用します。

② 配当控除

総合課税される配当所得がある場合は配当所得の一定割合が控除されます。

P30参照

③ 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

前年中に地方税（配当割や株式等譲渡所得割）を差し引かれた配当所得や株式等の譲渡所得があり、これらの所得を申告した場合に、差し引かれた税額を減額するものです。

※この控除は、控除しきれない額がある場合は、その金額が充当または還付されます。

P29～P30参照

④ 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から引ききれなかった控除額がある場合に、引ききれなかった控除額分を翌年度の市県民税から減額するものです。

P19参照

⑤ 寄附金税額控除

以下に掲げる寄附金（総所得金額等の30%を限度）を支出し、2千円を超える場合に、その超えた金額の8%（市民税分）および2%（県民税分）に相当する金額を減額するものです。

- (ア) 都道府県・市町村または特別区に対する寄附金
- (イ) 宮城県の共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金
- (ウ) 宮城県または仙台市の条例で定められた公益法人等への寄附金

公益法人等については、仙台市ホームページをご覧ください。

仙台市税 公益法人寄附

検索

(右の二次元バーコードからもアクセスできます。)



また、(ア)の金額が2千円を超える場合、その超えた金額について一定の限度額まで所得税と合わせて、全額控除されます（「ふるさと納税」制度）。

※この控除を受けるには税の申告が必要ですが、一定の要件に該当する税の申告が不要な給与所得者等については、寄附時に寄附先の地方団体に申請することにより税の申告をしなくても控除が受けられる「ワンストップ特例制度」があります。

ふるさと納税については税のトピックスをご覧ください。

P17参照

5. 市県民税の計算例 ー夫婦・子供3人の場合ー

- 家族 夫、妻(収入なし)、子供3人(20歳、17歳、14歳)
- 収入 夫の給与収入5,000,000円
- 社会保険料 500,000円

- 20歳の子供…
特定扶養控除対象
(年齢19歳以上23歳未満)
- 17歳の子供…
一般扶養控除対象
(年齢16歳以上19歳未満)
- 14歳の子供…
扶養控除対象外

区 分				計算例(円)		あなたの場合		参照
収入	給 与 収 入	(ア)		5,000,000				—
所得金額	給 与 所 得	(イ)		3,560,000				P37
	総 所 得 金 額 (イ)	(ウ)		3,560,000				—
所得控除額	社会保険料控除	(エ)		500,000				P39
	生命保険料控除	(オ)		0				P39
	配偶者控除	(カ)		330,000				P40
	扶 養 控 除	(キ)		330,000				P40
	特 定 扶 養 控 除	(ク)		450,000				P40
	基 礎 控 除	(ケ)		430,000				P40
	計 (エ～ケの計)	(コ)		2,040,000				—
課税総所得金額 (ウ－コ) 千円未満端数切捨て			(カ)	1,520,000				—
区 分				市民税	県民税	市民税	県民税	参照
税額の計算	所得割額(課税総所得金額(カ)×税率)	(シ)		121,600	30,400			P35
	調整控除額	(ス)		13,200	3,300			P42
	調整控除後の所得割額(シ)－(ス) (100円未満切捨て)	(セ)		108,400	27,100			—
	均等割額 (うち「みやぎ環境税」)	(ソ)		3,500	2,700 (1,200)			P35
	合 計 (セ)＋(ソ)	(タ)		111,900	29,800			—
令和5年度市県民税(タ)市民税＋県民税)				141,700				—

※16歳未満は、扶養控除の対象となりません。

仙台市のホームページでも**市県民税の税額試算**ができます。

P90参照

6. 市県民税の申告

市県民税は、納税義務者本人からの申告書（所得税（国税）の確定申告、市県民税の申告）、事業者からの給与支払報告書、公的年金支払者からの公的年金等支払報告書などの資料に基づき、税額計算を行っています。

適正な課税を行うために、1月1日現在、本市に住所がある方で、以下の「市県民税の申告を要しない方」以外の方は、その年の3月15日までに、前年中の所得金額や所得控除などを申告してください。

(1) 市県民税の申告を要しない方

- 所得税の確定申告書を提出した方、または提出する予定の方
- 収入が給与収入のみ、または公的年金等収入のみの方
（年の途中で就職または退職し、年末調整を受けていない方、もしくは医療費控除などの源泉徴収票に記載のない控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です。）
- 上記に該当する方の扶養親族等（同一生計配偶者または扶養親族）になっている方
（仙台市以外にお住まいの方に扶養されている方は申告が必要です。）

(2) 申告書へのマイナンバーの記載が必要です

申告書の提出時には、申告者本人の「正しい個人番号であること」および「個人番号の正しい持ち主であること」が確認できる書類を提示していただく必要がありますので、申告書と一緒にお持ちください。

P31～P32参照

Q & A

Q 収入がない場合の市県民税の申告は？

A 前年中に収入がなかった方でも、市県民税の申告をしていただく必要があります。申告していただかないと、市・県民税課税（非課税）証明書（所得証明）が交付できない場合があります。また、市県民税は国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料、その他福祉制度等の行政サービスにおける料金算定の基礎にもなり、申告が無いと保険料が高く算定される場合や行政サービスの負担額が上がってしまう可能性があります。

Q 給与の他に副収入がある場合の市県民税の申告は？

A 副収入分の市県民税の申告が必要です。

所得税では、所得が生じた時点で源泉徴収を行っているなどの理由から、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告が不要とされています。しかし、市県民税にはこのような制度がなく、副収入についても他の所得と合算して税額を算出する必要がありますので、副収入額の多少にかかわらず市県民税の申告が必要です。

7. 納税の方法

納税の方法には、「普通徴収」と「特別徴収」の2つの方法があります。

(1) 事業所得者などの場合 —— 普通徴収

市から送付する納税通知書により、例年、6月・8月・10月・翌年1月の4回の納期に、納付書または口座振替により納付いただきます。

コンビニエンスストアでの納付や電子納付（ペイジー）、インターネットでのクレジットカード決済やスマートフォン決済アプリによる納付も利用できます。

P73～P79参照

(2) 給与所得者の場合 —— 給与からの特別徴収

給与支払者（会社など）が、市からの税額通知書に基づき、通常6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給与から差し引いて納入します。

※給与以外の所得もある場合、原則として給与以外の所得分の税額も給与からの特別徴収となりますが、申告時に選択することにより普通徴収とすることもできます。

(3) 公的年金受給者（4月1日現在で65歳以上）の場合 —— 公的年金からの特別徴収

公的年金等に係る税額は、年金支払者が、市からの税額通知書に基づき、通常4月から翌年の2月までの偶数月の年6回に分けて、公的年金からの引き落としで納入します。

※公的年金等以外の所得分の税額については、この特別徴収の対象とはなりませんので、普通徴収または給与からの特別徴収で納付いただきます。

※介護保険料が年金から引き落としされていない方や、引き落とし元となる公的年金の1年間の支給額よりも、市県民税額が大きい方などは、公的年金からの特別徴収の対象とはなりません。

【参考】公的年金からの特別徴収による納め方（年間の税額が12万円の場合）

① 初年度

公的年金等に係る税額（年税額）の1/2を普通徴収（6月・8月）、残りの1/2を特別徴収（10月・12月・翌年2月）で納めていただきます。

1年目の公的年金からの引き落としは10月から始まります。

	普通徴収		(特別徴収)公的年金から引き落とし		
	納付月	算出方法【税額】	納付月	算出方法【税額】	納付月
	6月（第1期）	年税額の1/4【3万円】	10月	年税額の1/6【2万円】	12月
	8月（第2期）	年税額の1/4【3万円】	12月	年税額の1/6【2万円】	翌年2月
			10月	年税額の1/6【2万円】	翌年2月
			12月	年税額の1/6【2万円】	翌年2月
			翌年2月	年税額の1/6【2万円】	翌年2月

② 翌年度以降

仮徴収（4月・6月・8月）は前年度の年税額の1/2を3回に分けた額、本徴収（10月・12月・翌年2月）は年税額から仮徴収税額を引いた残額の1/3ずつを特別徴収で納めていただきます。

	(特別徴収)公的年金から引き落とし					
	仮徴収			本徴収		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
算出方法【税額】	(前年度の年税額12万円の1/2の額)の1/3ずつ【各2万円】			(年税額－仮徴収税額)の1/3ずつ【各2万円】		

Q & A

Q 年の途中から市県民税を給与から引き落としのできるの？

A お勤め先の会社（特別徴収義務者）の給与担当から「特別徴収切替届出書」を市役所市民税課へ提出していただければ、給与から引き落としできます（納期限が未到来の分に限りです。）。

Q 9月末で会社を退職しました。退職後の市県民税は？

A 給与所得者の市県民税は、前年中の所得に係る税額を6月から翌年の5月までの12回に分割して、毎月給与から引き落とされ、市に納入されますが、年の途中で退職などにより給与から引き落としできなくなった分は、別に納めていただくことになります。

9月末に退職されたことから、10月以降の分を給与から引き落としできないため、10月から翌年5月までの8か月分をご自分で納税通知書により納めていただくことになります（以前に口座振替を申し込まれていて、解約届出の手続きを行っていない場合は、随時課税分（※）を除き、引き続き口座振替により納めていただくことになります。）。

また、今年1月から退職までの所得に対する市県民税は、来年度に課税されることになります。

なお、退職所得にかかる市県民税は、退職金等の支払を受けるときに引き落としされています。

※随時課税とは、この冊子の裏表紙に記載してある納期の末日を指定して課税する以外のものをいいます。

8. 市県民税と所得税（国税）の違い

市県民税と所得税は、どちらも所得に対して課税されますが、以下の部分などで違いがあります。

区 分		市県民税	所得税
課税対象所得		<u>前年中の所得</u>	<u>今年の所得</u>
税 率	均等割	有 [※]	無
	所得割	一律10% (市民税8%、県民税2%)	課税される所得額に応じ 5%・10%・20%・23%・33%・ 40%・45% (超過累進税率) [※]
所得控除		生命保険料・地震保険料控除、人的控除（扶養控除など）、基礎控除などの控除額が異なります。	
税額控除		配当控除の控除率が異なります。	
		住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の内容が異なります。	
		寄附金税額控除の内容が異なります。	
納税方法 (給与所得者の場合)		(特別徴収) 毎年6月～翌年の5月までの <u>給与</u> から差し引かれます。	(源泉徴収) 毎年1月～12月までの <u>給与と</u> <u>賞与</u> から差し引かれます。

※東日本大震災からの復興のための施策を実施するための財源の確保のために、市県民税においては平成26年度から令和5年度までの10年間、市県民税の均等割の税率が引き上げられ、所得税においては、平成25年から令和19年までの25年間、復興特別所得税が課税されます。

法人市民税

199億円（令和5年度当初予算）

区内に事務所や事業所などがある法人（会社など）に負担していただく税金で、均等割と法人税割からなっています。

「均等割」…資本金等の額と従業者数に応じて負担いただくもの

「法人税割」…所得（法人税の税額）に応じて負担いただくもの

1. 納税義務者

納税義務者	納める税金	
	均等割	法人税割
区内に事務所または事業所がある法人	○	○
区内に事務所または事業所はないが寮、宿泊所、クラブ等がある法人	○	—
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で区内に事務所または事業所があるもの	—	○

※法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業または法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなされます。

Q & A

Q 事務所・事業所（事務所等）とは？

A 自己の所有の有無にかかわらず、事業の必要から設けられた設備で、そこで継続して事業が行われている場所のことです。

Q NPO法人は法人市民税を納めるの？

A NPO法人については、法人税法上の収益事業を行っている場合は法人税割と均等割の両方、収益事業を行っていない場合は均等割を納めていただくことになります。

仙台市内に初めて事務所等を開設した場合は「法人等設立（設置）届出書」を、事務所等の廃止や追加、移転等の届出事項に変更があった場合は「法人等異動届出書」を、それぞれ必要な書類を添付してご提出ください。

- ・添付書類：登記事項証明書、定款、異動事項の確認ができる書類等（いずれもコピー可）。

※税務署や県税事務所に既に届出済みであっても、仙台市への届出は必要です。

法人市民税の申告や設立届等の提出がインターネットでできます。

事前手続き等詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

事務所のパソコンから座ったままで申告できる！便利！

P91 参照

2. 申告と納税の方法

納税義務者である法人等が自ら税額を算出して申告し、その申告した税額を納める申告納付の制度です。

金融機関窓口での納付に加え、電子納付（ペイジー）も利用できます。

P76参照

区分	申告納付期限	納付税額
中間申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	<p>（予定申告） 事業年度開始の日以後6か月間の期間内に事務所等を有していた月数分の均等割額と、「前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数」により計算した法人税割額の合計額</p> <p style="text-align: center;">または</p> <p>（仮決算による中間申告） 事業年度開始の日以後6か月間の期間内に事務所等を有していた月数分の均等割額と、その期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額</p>
確定申告	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内*	<p>均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引きます。</p>

法人市民税
市税のあらまし

※法人税について税務署長から申告期限延長の承認を受けている場合は、法人市民税の申告期限も延長となります。

※均等割のみを課される公共法人および公益法人等は、毎年4月30日までに均等割額を申告納付してください。

新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限の延長について

法人市民税の申告期限は、法人税（国税）の取扱いに準じます。

期限内に法人市民税の申告を行うことが困難な場合、法人税の申告・納付期限の延長の適用を受けたことを証する書類を添付していただくことで、法人税と同様に申告・納付期限が延長されます。書面による申告の場合は、税務署に提出した「災害による申告、納付等の期限延長申請書」（収受印があるもの）の写しなど、電子申告の場合は、地方税ポータルサイトからダウンロードした「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請（eLTAx様式）」（所定の事項を記載したもの）を添付してください。

3. 大法人の電子申告義務化

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、下記の法人の電子申告が義務化されました。書面による申告は不申告として取扱われますのでご注意ください。

電子申告義務化の対象となる法人（外国法人を除く）

- ・事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人および特定目的会社

4. 税率

(1) 均等割

法人等の区分		税率（年額）
資本金等の額 ※1	従業者数 ※2	
<ul style="list-style-type: none"> ・法人税法第2条第5号に規定する公共法人、地方税法第294条第7項に規定する公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）で均等割が課税されるもの ・人格のない社団等で収益事業を行うもの ・一般社団法人、一般財団法人 ・資本金の額または出資金の額を有しない法人（相互会社を除く。） 		50,000円
1千万円以下	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円超50億円以下	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円超	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

※1 資本金等の額…地方税法第292条第1項第4号の2で定める額をいいます。

※2 従業者数…区内にある事業所等の従業者の合計数です。

- ・従業者数と資本金等の額は算定期間の末日で判定します。
- ・資本金等の額が、算定期間末日の資本金と資本準備金の合計額または出資金の額に満たない場合、後者の額で判定します。
- ・2つ以上の区に事務所、事業所または寮等がある場合には、区毎に均等割額を計算し、合計したものが均等割額となります。

(2) 法人税割

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額} \times \text{税率}$$

法人の区分	税率	
	令和元年 10月1日以後に 開始した 事業年度	平成26年 10月1日以降 令和元年 9月30日までに 開始した 事業年度
次のいずれかに該当する法人 ・ 資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人 ・ 保険業法に規定する相互会社 ・ 各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額、または各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額が年1,000万円（分割法人にあつては分割前の額。事業年度が1年未満のときは「1,000万円×事業年度の月数÷12」。）を超える法人 ・ 法人課税信託の受託者である法人または個人	8.4%	12.1%
上記以外の法人	6.0%	9.7%

法人市民税
市税のあらまし

※仙台市では、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人等の法人税割については、標準税率を超えた税率により納税していただき、条例によりその2分の1に相当する額を高速鉄道建設基金に積み立てるほか、福祉や都市基盤整備など、市の様々な事業に活用しています。

固定資産税 823億円（令和5年度当初予算）

市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に負担していただく税金です。

1. 納税義務者

固定資産課税台帳に、1月1日現在の所有者として登録されている方

2. 税率

1.4%

3. 税額の算定方法

評価額の算定

総務大臣の定めた「固定資産評価基準」に基づいて市長が固定資産の価格（評価額）を決定します。

- 土地と家屋は、3年に1度の評価替えで見直しを行います（最近では令和3年度が評価替え年度です。）。
- 償却資産は所有者からの申告に基づき、毎年評価し、価格を決定します。



課税標準額（税額計算の基礎額）の算定

課税標準額＝評価額（原則）

※土地については、住宅用地の特例や負担調整措置などで、課税標準額は評価額よりも低い額となる場合があります。



$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%)$$

※同一区内にある土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

（土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円）

4. 納税の方法

市から送付する納税通知書により、例年、4月・7月・9月・12月の4回の納期に、納付書または口座振替で納付いただきます（納付書の場合、各納期前の納付も可能です。）。

コンビニエンスストアでの納付や電子納付（ペイジー）、インターネットでのクレジットカード決済、スマートフォン決済アプリによる納付も利用できます。

P73～P79参照

5. 土地に対する課税

(1) 評価について

土地は、その年の1月1日（賦課期日）現在の利用状況による地目（宅地、田、畑、山林、原野、雑種地など）に応じて、それぞれ定められた方法により評価します。

評価額は、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として求めます。

宅地の場合

評価額＝固定資産税路線価×補正率×地積（面積）

※固定資産税路線価は、道路に接した標準的な宅地の1㎡当たりの価格で、地価公示価格や鑑定評価価格等の7割を目途に設定されています。

※補正率は間口、奥行、土地の形状などにより異なります。

※地積は、原則として1月1日現在の登記簿に登録されている地積によります。

※固定資産税路線価は、市役所・区役所・総合支所、各情報センターで全市分を公開しています。

評価は原則として3年に1度評価替え（見直し）を行い、評価額は3年間据え置かれます。ただし、地価の下落があり、評価額を据え置くことが適当でない地域については、その下落を反映し、評価額の修正を行っています。

(2) 住宅用地の課税標準の特例について

住宅用地（住宅やアパート等の敷地）については、以下の区分により課税標準額が軽減されます。

住宅1戸につき200㎡までの部分（小規模住宅用地）	評価額の1/6に軽減
小規模住宅用地以外の部分（一般住宅用地）	評価額の1/3に軽減

※家屋の床面積の10倍までの面積が上限になります。

(3) 税負担の調整措置について

税額が急増することを避けながら、土地による負担水準※のばらつきを一定の水準へ均衡化させるために課税標準額の調整を行っています。

負担水準が高い土地 ⇒ 課税標準額を据え置き または 引き下げ
負担水準が低い土地 ⇒ 課税標準額を引き上げ

※負担水準：前年度の課税標準額が当年度の評価額のどれくらいの割合にあるのかを表すものです。

負担水準＝前年度課税標準額÷当年度評価額

（住宅用地の場合は、当年度評価額は特例率（1/6または1/3）を乗じた額で計算。）

6. 家屋に対する課税

(1) 評価について

① 新築家屋の評価

新築・増築された家屋の評価額は、間取りや使用材料等の調査を行ったうえで算定します。具体的には、屋根、壁、天井、床、基礎等に使われている材料や建築設備等を確認します。

評価額＝再建築価格×経年減点補正率等

※再建築価格：評価の対象となった家屋と同一の家屋を評価の時点でその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費。

※経年減点補正率：建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況に応じた残価率。

② 新築家屋以外の家屋の評価

評価額は、新築家屋と同様の算式により求めますが、再建築価格は、3年に1度の評価替えの年（基準年度）に建築物価の変動分等を考慮して見直しを行います。仮に、建築物価の上昇により評価額が前年度の評価額を超えた場合は、原則として、前年度の評価額に据え置かれます。

評価額＝再建築価格×経年減点補正率等

【再建築価格＝基準年度の前年度の再建築価格×再建築費評価点補正率】

※再建築費評価点補正率：前回の評価替えからの3年間の建築物価の変動を反映した率。

(2) 新築住宅の減額措置について

新築された住宅やマンションなど居住用家屋のうち、次の居住部分の割合および床面積の要件を満たす場合は、居住部分の床面積120㎡までの部分について、一定期間、**固定資産税の「1/2」が減額されます**（減額期間が終了すると、本来の税額に戻ります。）。

① 「居住部分の割合」要件

専用住宅、1棟の居住部分の割合が床面積の1/2以上の併用住宅および共同住宅（アパート）が対象となります。なお、分譲マンションなどは専有部分ごとに判定します。

② 「居住部分の床面積」要件

対象となる住宅	面積要件
(ア) 専用住宅と併用住宅（イ）以外	50㎡以上280㎡以下
(イ) 賃貸共同住宅（アパート）	独立した1区画が、40㎡以上280㎡以下

③ 減額される期間

住宅の区分	減額期間
(ア) 一般住宅（イ）～（ロ）以外の住宅	新築後3年間
(イ) 3階建て以上の中高層耐火・準耐火建築物の住宅（ロ）および（ロ）以外の住宅	新築後5年間
(ロ) 認定長期優良住宅（ロ）を除く。）	新築後5年間
(ロ) 認定長期優良住宅のうち3階建て以上の中高層耐火・準耐火建築物の住宅	新築後7年間

※上記（ロ）および（ロ）については、認定長期優良住宅であることを証明する書類（認定通知書）等の必要書類を添えた申告が必要です。

Q & A

Q 認定長期優良住宅とは？

A 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、仙台市が一定の基準を満たすものとして計画の認定を行った住宅です。

この認定を受けるには、建築主等による着工前の申請が必要となります。

詳しくは最寄りの区役所街並み形成課へお問い合わせください。



(3) 住宅改修に伴う減額制度について

住宅に対して、耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事を行った場合、一定の条件を満たすと、固定資産税が減額されます。

減額制度の認定を受けるためには申告が必要です

改修工事完了後、原則として3か月以内に、下記の必要書類を添えて、市役所北固定資産税課・南固定資産税課へ申告してください。

減額制度の詳細につきましては仙台市ホームページをご覧ください。

改修工事の内容	必要書類
住宅耐震改修	固定資産税住宅耐震改修減額申告書、現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書等*
耐震診断義務付家屋 耐震改修	固定資産税（耐震診断義務付家屋）耐震改修減額申告書、現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書等*
バリアフリー改修	バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書、工事内容等を確認することができる書類等
熱損失防止改修等 （省エネ改修）	熱損失防止改修工事等に伴う固定資産税減額申告書、現行の省エネ基準に適合した工事であることの証明書等*

※証明書発行主体：市（耐震改修工事に係る証明のみ）、県登録の建築士事務所に所属する建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関

注意

建築から年数が相当に経過した家屋の場合、この制度により減額となる固定資産税の税額が、申告に必要な証明書の発行に係る手数料を下回ってしまうケースもありますので、手数料等の額については事前に証明書の発行主体（県登録の建築士事務所に所属する建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関等）へ直接ご確認願います。

7. 分譲マンションの固定資産税

分譲マンションの各戸の固定資産税は次のように算定します。

(1) 土地

- ① マンションの敷地を全体で評価して課税標準額を算定します。
- ② 課税標準額に敷地権の割合（持分割合）と補正率を乗じて、各戸の課税標準額を算定します。

(2) 家屋

- ① マンション1棟全体の評価額（課税標準額と同じ額）を算定します。
 - ② 建物全体の評価額に各戸の面積割合を乗じて、各戸の課税標準額を算定します。
- ※各戸の面積は、専有部分の床面積に、専有床面積割合によって按分した共用部分（廊下・階段等）の床面積を加算して求めます。

(3) 税額の計算

各戸ごとに求めた土地分・家屋分の課税標準額を合計し、税率1.4%を乗じて税額を算定します。

家屋に係る固定資産税計算例

家屋の概要

構造…………… 耐火構造5階建
 用途…………… 全て居住用
 専有戸数…………… 20戸
 延床面積…………… 1,500㎡
 〔 専有部分…………… 1,200㎡ 〕
 〔 共用部分…………… 300㎡ 〕
 一区画の専有面積…………… 60㎡
 建物の評価…………… 150,000,000円
 税率…………… 1.4%

〈一区画に係る固定資産税額〉

$150,000,000円 \times \{(60㎡ + 60㎡ \times 300㎡ \div 1,200㎡) \div 1,500㎡\} \times 1.4\% = 105,000円$

〈新築住宅の減額措置が適用される場合〉

$105,000円 - (105,000円 \times 1/2) = 52,500円$

土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の「縦覧」について

毎年4月の縦覧期間中、納税者の方は、ご自分の所有する土地・家屋の評価額と同一区内にある土地・家屋の評価額を比較するために、「土地価格等縦覧帳簿」または「家屋価格等縦覧帳簿」をご覧になれます。

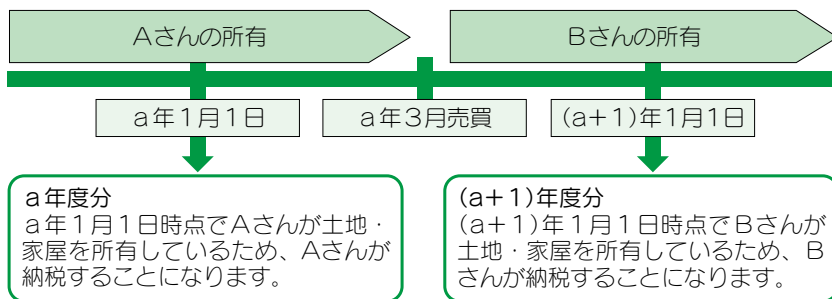
期 間	毎年4月1日から4月30日まで（土・日曜および祝日を除く。） ※4月30日が土・日曜または祝日の場合は、次の開庁日までとなります。
場 所 (縦覧の窓口)	市役所北庁舎1階 資産課税課 ※固定資産課税台帳（名寄帳）の「閲覧」については、各区役所税務会計課および各総合支所税務住民課でも対応しております。詳細は、P86～P89をご覧ください。
手 数 料	無料
必 要 な も の	写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどの官公署発行のもの）

Q & A

Q 所有者が変わった場合はだれが納めるの？

A 毎年1月1日現在、登記簿に所有者として登記されている方に納めていただくこととなります。

◎年の途中で所有者が変わった場合



所有者が亡くなられた場合については税のトピックスをご覧ください。

P23～P24参照 →

Q 令和元年9月に住宅を新築しましたが、令和5年度分から税額が急に高くなっていますが、なぜでしょう？

A 新築住宅の減額措置の期間が終了し、本来の税額に戻ったためです。

新築の住宅に対しては、一定の要件に当てはまるときは、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分※に限り、税額が1/2に軽減されます。

令和元年に新築された場合、令和2～令和4年度分が1/2に減額されており、令和5年度から本来の税額に戻ったため、税額が高くなったものです。

※3階建て以上の中高層耐火住宅等で一定の要件を満たす場合は5年度分減額されます。

8. 償却資産に対する課税

償却資産とは、会社や個人で事務所・工場・商店などを経営している方が、その事業用に所有している構築物・機械・器具および備品などの資産をいいます。

※自動車税や軽自動車税の対象となるものや取得価額が10万円未満で一時に損金算入されたものなどは課税対象から除かれます。

(1) 業種別の主な償却資産

事務所	応接セット、キャビネット、ロッカー、パソコン、事務機器、金庫、コピー機、壁掛型ルームエアコン、看板、広告設備など
アパート・ 駐車場賃貸	屋外の給排水・ガス設備、フェンス、門・塀、アスファルト舗装、駐車場用機械設備など
小売・飲食店	レジスター、カラオケ、冷蔵庫、厨房用品、テレビ、壁掛型ルームエアコン、看板、自動販売機、テナント内装など
理容・美容店	理美容イス、洗面設備、タオル蒸器、テレビなど
病院	X線装置などの医療用機器、ベッド、手術台など

課税対象となる償却資産についての詳細は、仙台市のホームページをご覧ください。

(2) 評価について

取得価額、取得年月、耐用年数を基礎として、固定資産評価基準上の定率法により資産ごとに資産価値の減少度合いを計算し、毎年1月1日現在の評価額を算定します。

※取得価額の5%が評価額の下限となります。

(3) 申告について

毎年1月1日（賦課期日）現在、仙台市内に償却資産を所有している方は、資産の所在する区ごとに所有する資産に関する所定の事項を記載した申告書を作成し、1月31日までに申告する必要があります。

※仙台市では、既に償却資産をお持ちの方や、市内で新たに事業を営まれた個人・法人に対して、12月に申告書を送付しています。償却資産をお持ちで申告用紙が届かない方は市役所資産課税課にご連絡ください。

固定資産税(償却資産)の申告がインターネットでできます。

事前手続き等詳細については、eLTAXホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>をご覧ください。

事務所のパソコンから座ったままで申告できる!便利!

P91 参照

9. 固定資産税に疑問がある場合

固定資産税に疑問がある場合は、固定資産税担当課にお問い合わせください。

評価内容や課税内容について詳しくご説明いたします。また、必要に応じて課税資料をお示しするほか、現地調査を行います。

「市税担当事務一覧」P93参照

なお、不服がある場合は、その内容に応じて次のとおり不服申立てができます（不服申立てにあたっては、その内容（賦課決定処分または評価の根拠等）について、あらかじめ固定資産税担当課において、十分な説明を受けていただくようお願いいたします。）。

(1) 賦課決定処分に不服がある場合

賦課決定処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、仙台市長へ審査請求をすることができます。

なお、固定資産課税台帳に登録された「評価額」についての不服は、固定資産評価審査委員会へ審査の申出をすることができますとされており、審査請求の理由とすることができませんのでご注意ください。

(2) 固定資産課税台帳に登録されている「評価額」に不服がある場合

固定資産課税台帳に登録されている「評価額」については、固定資産課税台帳登録の公示の日以降、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、仙台市固定資産評価審査委員会へ審査の申出をすることができます。

ただし、評価替え年度以外の年度において、固定資産課税台帳に登録されている評価額が据え置かれた評価額であるときは、原則として地目の変換、家屋の改築または損壊、その他これらに類する特別の事情がある場合等に限られます。

Q & A

Q 仙台市固定資産評価審査委員会とは？

A 仙台市固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された評価額についての不服を専門的・中立的な立場から審査するために設けられた第三者機関です。

市議会の同意を得て、市長が選任する委員（6名）によって構成されます。

都市計画税 170億円（令和5年度当初予算）

市街化区域に土地または家屋を所有している方に負担していただく税金です。納めていただいた税金は、道路、公園、下水道等、都市計画事業に充てる費用に活用しています。

1. 納税義務者

1月1日に市街化区域内に土地または家屋を所有している方

2. 税率

0.3%

3. 税額の算定方法

固定資産税と同様の方法で算出します。

税額＝課税標準額×税率（0.3%）

※課税標準額の算定は固定資産税と基本的に同様ですが、住宅用地の特例の率に違いがあります。

住宅1戸につき200㎡までの部分（小規模住宅用地）	評価額の1/3に軽減
小規模住宅用地以外の部分（一般住宅用地）	評価額の2/3に軽減

※家屋に対する新築住宅の軽減措置等は、都市計画税には適用されません。

※固定資産税が課税されない場合、また、償却資産に対しては、都市計画税は課税されません。

4. 納税の方法

市から送付する納税通知書により、例年、4月・7月・9月・12月の4回の納期に、納付書または口座振替で固定資産税と一緒に納付いただきます（納付書の場合、各納期前の納付も可能です。）。

コンビニエンスストアでの納付や電子納付（ペイジー）、インターネットでのクレジットカード決済、スマートフォン決済アプリによる納付も利用できます。

P73～P79参照

Q & A

Q 市街化区域とは？

A 既に市街地を形成している区域や市街化を図るべき区域で、都市計画に定められている区域です。

軽自動車税

20億円（令和5年度当初予算）

軽自動車などを所有している方または取得された方に負担していただく税金で、種別割と環境性能割があります。

「種別割」…原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます。）を所有している方に負担していただく税金です。

「環境性能割」…三輪以上の軽自動車を取得された方に負担していただく税金です。

種別割

1. 納税義務者

4月1日現在、市内を主たる定置場（使用の本拠）とする軽自動車等を所有している方

※割賦（所有権留保付）販売の場合は、買主が所有者とみなされます。

2. 税率

(1) 原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車等

車種		税率
原動機付自転車	(ア) 総排気量50cc以下（定格出力0.6kw以下） （イ）に掲げるものを除く）	2,000円
	(イ) 二輪のもので総排気量50cc超90cc以下 （定格出力0.6kw超0.8kw以下）	2,000円
	(ロ) 二輪のもので総排気量90cc超125cc以下 （定格出力0.8kw超1kw以下）	2,400円
	(ハ) ミニカー（三輪以上）※ 総排気量20cc超50cc以下（定格出力0.25kw超0.6kw以下）	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの （最高速度が35km/h未満のトラクタ・コンバイン等）	2,400円
	その他のもの （最高速度が15km/h以下のフォークリフト等）	5,900円
専ら雪上を走行するもの		3,600円
二輪の軽自動車（側車付のものを含む） （原動機を有するものについては、総排気量が125cc超250cc以下）		3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円

※ミニカーとは、三輪以上で輪距が50cmを超えるもの、または車室を備えるものをいいます。ただし、車室の側面が構造上開放されていて、かつ輪距が50cm以下の三輪（屋根付三輪）は除きます。

(2) 三輪・四輪以上の軽自動車

車 種			税 率	
			平成27年3月31日以前に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両	平成27年4月1日以後に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両
三輪のもの(660cc以下)			3,100円	3,900円
四輪以上のもの(660cc以下)	乗 用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

※初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた時期は、自動車検査証の「初度検査年月」を指します。

※下記の重課、軽課に該当する場合は税率が変わります。

① 重課

初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪・四輪以上の軽自動車については、下表の重課税率が適用されます。

車 種			税 率
三輪のもの(660cc以下)			4,600円
四輪以上のもの(660cc以下)	乗 用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨物用	営業用	4,500円
		自家用	6,000円

※重課税率の対象にならない車両

電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車、被けん引自動車。

② 軽課

電気軽自動車・天然ガス軽自動車、またはガソリン車の一部については、初度検査の翌年度に限り、軽減税率(軽課)が適用される場合があります。令和5年度の適用については、下表をご参照ください。

車 種			税 率		
			(ア) 電気軽自動車 天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準10%低減)	(イ) 令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車	(ウ) 令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車
三輪のもの(660cc以下)			1,000円	2,000円 (乗用・営業用のみ)	3,000円 (乗用・営業用のみ)
四輪以上のもの(660cc以下)	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円		
	貨物用	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

※(イ)、(ウ)については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車で、いずれも平成17年排出ガス規制75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限りです。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

3. 申告

軽自動車等を取得したとき、譲渡および廃車をしたとき、または住所を変更したときなど変更の生じたときには、**15日以内に申告手続き**をしてください。

(1) 原動機付自転車・小型特殊自動車

① 手続きに必要な書類（主たる定置場と住所が同じ場合）

必要なもの		販売 (譲渡) 証明書 ※1	標識交付 証明書	廃車申告 受付書	ナンバー プレート	届出者の 本人確認 書類 (販売店・法 人は除く) ※2	備 考	
項 目								
登 録		○		○ (中古のとき)		○	新所有者の住所がある区役所・総合支所でのみ受付します。	
廃車	盗 難		○			○	警察署に盗難届を出し、届出内容(受理番号等)を控えたうえで手続きしてください。	
	その他		○		○	○		
名義変更	市内	同じ区内	○	○		○		
		他の区から	○	○		○		
	ナンバープレート無 (登録)		○		○	○	新所有者の住所がある区役所・総合支所でのみ受付します。 市外の方から譲渡を受ける場合は、旧登録地で廃車したうえで、改めて登録することになります。	
	市外の方から譲渡 (登録)		○		○	○		
市外の方へ譲渡 (廃車)			○		○	○	本市において廃車手続きをし、新所有者の住所がある市区町村で改めて登録してください。	
住所変更	市内	同じ区内		○		○		
		他の区から		○		○		
	市外から 転入	ナンバープレート有 (登録)		○		○	○	新しく住民登録した区役所・総合支所でのみ受付します。
		ナンバープレート無 (登録)			○		○	
市外へ転出 (廃車)			○		○	○	本市において廃車手続きをし、新しく住民登録した市区町村で改めて登録してください。	
ナンバープレート の再交付 (有料：100円)			○		○ (破損等 のとき)	○	所有者の住所がある区役所・総合支所でのみ受付します。ナンバープレートが盗難にあった場合は、無料になりますので、警察署に届出し、届出内容(受理番号等)を控えたうえで手続きしてください。	
再発行	標識交付証明書					○	所有者の本人確認書類が必要です(所有者と使用者が異なる場合は、使用者の本人確認書類も必要です。)	
	廃車申告受付書					○		

※1 軽自動車税(種別割)申告書の証明欄に記載があれば不要。

※2 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等。

(2) 軽自動車・二輪の小型自動車

① 手続きに必要な書類

登録、廃車等の手続きに必要な書類については、P67の申告場所にお問い合わせください。

② 税止め（他県ナンバーに変更したとき）の手続き

軽自動車または二輪の小型自動車をお持ちの方が県外へ転出し、他県ナンバーを取得した場合は、前住所地（課税地）の市区町村へ申告手続きをしていただき、翌年度以降の軽自動車税（種別割）の課税を止める必要があります。これを「税止め」といいます。

「税止め」の手続きは、基本的に自己申告となっています。仙台市から県外へ転出した場合、以下のいずれかの書類と氏名・住所・電話番号を記載したメモを市役所市民税企画課に郵送してください。

※三輪・四輪の軽自動車については、全国の軽自動車協会ですり止め手続きの代行（有償）を行っていますので、転入手続きの際に確認してください。

〈必要書類〉

以下の書類のうちいずれか

- 軽自動車税（種別割）申告書の控え（コピー可）
- 自動車検査証返納証明書または軽自動車届出済証返納証明書のコピー
- 新ナンバーおよび旧ナンバーの自動車検査証のコピー

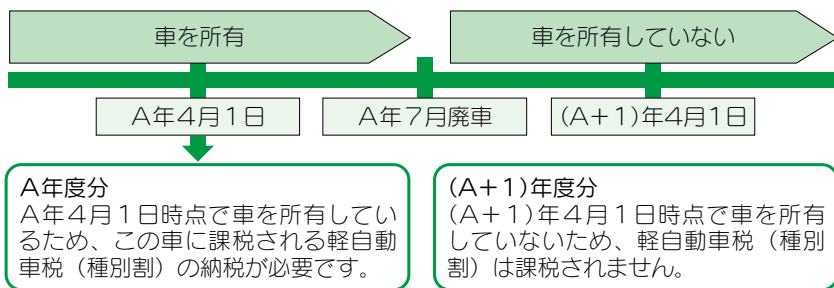
Q & A

Q 年度途中で軽自動車を廃車したときの軽自動車税（種別割）は？

A 年度の途中で軽自動車を廃車しても、軽自動車税（種別割）は減額されません。

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を、4月1日に所有している方に課税されます。4月2日以降に軽自動車等を譲渡や廃車をしても、4月1日の時点で所有していればその年度の軽自動車税（種別割）は全額納めていただく必要があります。

◎年度の途中で車を廃車した場合



Q & A

Q 原動機付自転車が盗難にあったときの手続きは？

A 廃車の申告をしてください。

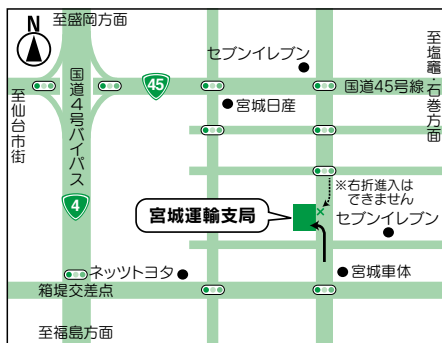
原動機付自転車が盗難にあった場合は、警察に盗難届を出し、盗難届出の内容（被害年月日、届出年月日、届出警察署、受理番号）を控えて、最寄りの区役所・総合支所で廃車申告をしてください。

盗難届だけで廃車申告をしないと、翌年度以降も軽自動車税（種別割）が課税されますのでご注意ください。

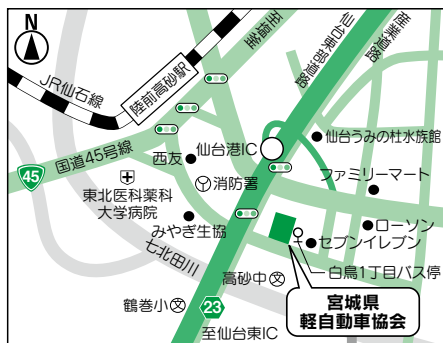
4. 申告場所

車 種	申 告 場 所
原動機付自転車（125cc以下バイク等） 小型特殊自動車	主たる定置場のある区役所税務会計課・ 総合支所税務住民課 P94～P96参照 
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下等） 二輪の小型自動車（250cc超）	東北運輸局宮城運輸支局 仙台市宮城野区扇町三丁目3-15 050-5540-2011
三輪・四輪の軽自動車（660cc以下）	宮城県軽自動車協会 仙台市宮城野区中野四丁目1-38 022-388-6033

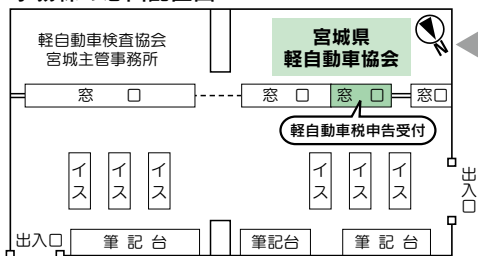
〈東北運輸局宮城運輸支局の案内図〉



〈宮城県軽自動車協会の案内図〉



事務棟の窓口配置図



5. 納税の方法

例年、5月に送付される納税通知書または口座振替で納期限までに納めていただきます。

コンビニエンスストアでの納付やインターネットを使ってのクレジットカード決済による納付、電子納付（ペイジー）、スマートフォン決済アプリでも納付できます（納付後に車検を予定しているなど、すぐに納税証明書を必要とする場合は、取扱金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。）。

各納税方法の詳細は P73～P79参照

環境性能割

1. 納税義務者

取得価格が50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した方（新車・中古車を問いません。）

2. 税額の算定方法

軽自動車の取得価格に、下表の燃費性能等に応じて定められた税率を乗じた額が課税されます。令和5年度の税率については、下表をご参照ください。

区分	排出ガス要件	燃 費 要 件		税 率	
		令和5年4月～12月	令和6年1月～3月	自家用	営業用
電気軽自動車等	無し	無し	無し	非課税	非課税
乗 用 車	平成30年排出ガス基準50%低減 または 平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準 75%達成※	令和12年度燃費基準 80%達成※	非課税	非課税
		令和12年度燃費基準 60%達成※	令和12年度燃費基準 70%達成※	1%	0.5%
		令和12年度燃費基準 55%達成	令和12年度燃費基準 60%達成※	2%	1%
車両総重量 2.5t以下の トラック	平成30年排出ガス基準50%低減 または 平成17年排出ガス基準75%低減	平成27年度燃費基準 +25%達成	令和4年度燃費基準 +5%達成	非課税	非課税
		平成27年度燃費基準 +20%達成	令和4年度燃費基準 達成	1%	0.5%
		平成27年度燃費基準 +15%達成	令和4年度燃費基準 +95%達成	2%	1%
上 記 以 外	無し	無し	無し	2%	2%

※令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。

なお、軽自動車税（環境性能割）は市税になりますが、当分の間、賦課徴収は県が行うこととなっていますので、詳しくは仙台中央県税事務所扇町出張所へお問い合わせください。

お問い合わせ先は P92参照

事業所税

57億円（令和5年度当初予算）

事業主の方に負担していただく税金です。納めていただいた税金は、条例によりその2分の1に相当する額を公共施設保全整備基金に積み立てるほか、大都市への事業所等の集中によって必要となる、道路や公園等の都市環境の整備や改善に要する費用に活用しています。

1. 納税義務者

市内の事業所等で事業を行う法人または個人で、実際にその事業所等で事業を行っている方

2. 課税標準と免税点

	課税標準	免税点※
資産割	事業所等の床面積	市内の事業所等の合計床面積が1,000㎡以下の場合には課税されません
従業者割	従業者給与総額	市内の合計従業者数が100人以下の場合には課税されません

※免税点は、算定期間の末日の現況により判定します。

算定期間は、法人にあっては事業年度、個人にあっては1月1日から12月31日までの期間です。

3. 税率

- ・資産割：1㎡につき600円
- ・従業者割：従業者給与総額の0.25%

4. 申告と納税の方法

事業者が自ら税額を算出して申告し、その申告した税額を納める申告納付の制度です。

※免税点以下で納税義務がない場合でも、市内の事業所等の合計床面積が700㎡を超えるか、または市内の合計従業者数が70人を超える場合は申告が必要です。

※事業所用家屋を貸し付けている方は貸付先や貸付面積等についての申告が必要です。

金融機関窓口での納付に加え、電子納付（ペイジー）も利用できます。

5. 申告納付期限

P76参照

- ・個人…翌年の3月15日まで
- ・法人…事業年度終了日から2か月以内

新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限の延長について

新型コロナウイルスの影響により、期限内に申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合は、期限を延長することができます。詳しくは市役所市民税企画課へお問い合わせください。

お問い合わせ先は P93参照

事業所税の申告がインターネットでできます。

電子申告に関する手続き等詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

事務所のパソコンから座ったままで申告できる!便利!

P91参照

Q & A

- Q** 市内に600㎡の事業所を所有し、また、市内の別の場所に500㎡の店舗を借りて事業を営んでいる場合、課税の対象となる事業所床面積は、所有している事業所の600㎡のみと考えてよいでしょうか？
- A** 事業所床面積は、市内で事業を営んでいる全ての事業所の合計床面積になりますので、借りている店舗も含めます。
したがって、事業所税の課税対象となる床面積の合計は1,100㎡となります。
- Q** 他者に貸し付けている事業所用家屋（貸しビル等）を保有しています。何か手続きは必要ですか？
- A** 事業所用家屋を新たに貸し付けした場合や、既に申告した内容に異動が生じた場合は、1か月以内に貸付等申告書により申告してください。
- Q** 貸しビルを借りて事業を行う場合、事業所税の申告の義務は貸主、借主のどちらになりますか？
- A** 実際に事業を行っている方に申告の義務がありますので、借主になります。貸主の方は貸付等申告書の提出が必要です。



市たばこ税

80億円（令和5年度当初予算）

市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対して、その売り渡した卸売販売業者などに負担していただく税金です。

※たばこの小売価格の中には、市たばこ税が含まれていますので、実際に市たばこ税を負担しているのは、市内で購入した方です。

1. 納税義務者

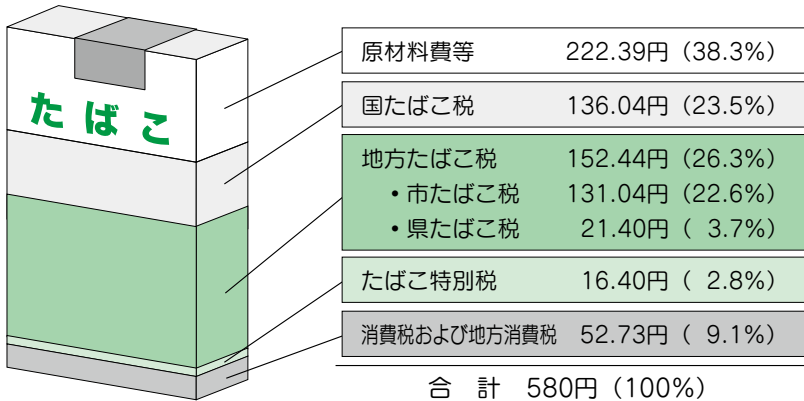
製造たばこの製造者、特定販売業者（外国産たばこの輸入を扱う者）、卸売販売業者

2. 税率

1,000本あたり 6,552円

※令和3年10月1日に引き上げられました。

(例) 1箱20本入り580円のたばこの場合(令和4年10月1日現在)



3. 申告と納税の方法

製造たばこの卸売販売業者などに、毎月の1日から末日までの間に市内の小売販売業者に売り渡したたばこに係る税額を、翌月末日までに申告・納付していただきます。

金融機関窓口での納付に加え、電子納付(ペイジー)も利用できます。

P76、P91参照

入湯税 〃 2億円（令和5年度当初予算）

温泉の利用者に負担していただく税金です。納めていただいた税金は、観光施設や消防施設などの整備および観光キャンペーン開催等の観光の振興に要する費用に活用しています。

1. 納税義務者

鉱泉浴場（温泉施設）を利用した方

2. 税率

宿泊利用者……1人1日150円

日帰り利用者……1人1日 70円

3. 課税の免除

- ・義務教育終了前の方
- ・共同浴場または一般公衆浴場を利用する方
- ・長期療養者を対象として設けられているへきすう地の簡素な旅館等で市長が指定するものにおける長期湯治客
- ・身体障害者福祉センターで温泉を利用する身体に障害のある方とその付き添いの方

4. 申告と納税の方法

鉱泉浴場の経営者（特別徴収義務者）に、毎月1日から末日までの間に入湯した方から徴収した入湯税を、翌月末日までに申告・納入していただきます。

金融機関窓口での納入に加え、電子納付（ペイジー）も利用できます。

P76、P91 参照

鉱産税 〃 300万円（令和5年度当初予算）

鉱物の掘採事業を行う方に負担していただく税金です。

1. 納税義務者

市内で鉱物の掘採事業を行う方

2. 税率

(ア) 1か月に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合	鉱物の山元販売価格の0.7%
(イ) (ア)以外の場合	鉱物の山元販売価格の1.0%

3. 納税の方法

金融機関窓口での納付に加え、電子納付（ペイジー）も利用できます。

P76参照

鉱入
産湯
税税

市税の
あらし

市税の納付

市税の納付場所

1. 金融機関

(令和5年4月1日現在)

あおぞら銀行※1	青森銀行	秋田銀行	あすか信用組合
岩手銀行	ウリ信用組合	北日本銀行	きらやか銀行
埼玉りそな銀行	七十七銀行	荘内銀行※2	常陽銀行※3
仙台銀行	仙台農業協同組合	仙南信用金庫	東京スター銀行※3
東邦銀行	東北銀行	東北労働金庫	福島銀行
古川信用組合	北都銀行	北海道銀行	みずほ銀行
みずほ信託銀行	みちのく銀行	三井住友銀行	三菱UFJ銀行
三菱UFJ信託銀行※1	宮城第一信用金庫	杜の都信用金庫	山形銀行
ゆうちょ銀行(郵便局)※4	りそな銀行		(50音順)

※1 あおぞら銀行および三菱UFJ信託銀行は口座振替でのみ納付ができます。

※2 荘内銀行は東京都内は東京支店のみの取扱いとなります。

※3 常陽銀行および東京スター銀行は口座振替およびペイジーでのみ納付ができます。

※4 ゆうちょ銀行(郵便局)は東北6県の店舗での取扱いとなります(電子納付(ペイジー)対応の納付書は、全国の店舗で納付可能です。納付書の裏面をご確認ください)。

2. 仙台市納付窓口

各区役所税務会計課

各総合支所税務住民課

市役所収納管理課

3. コンビニエンスストア等

(令和5年4月1日現在)

くらしハウス	スリーエイト	生活彩家
セイコーマート	セブン-イレブン	タイエー
デイリーヤマザキ	ナチュラルローソン	ニューヤマザキデイリーストア
ハセガワストア	ハマナスクラブ	ファミリーマート
ポプラ	ミニストップ	ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ヤマザキデイリーストア	ローソン	ローソンストア100
ローソン・スリーエフ	その他 MMK設置店	(50音順)

バーコードが印字されている納付書をお持ちいただき、納付してください。

※1 納付できる税目は、市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)および軽自動車税(種別割)になります。

※2 1納付書当たり30万円を超えるもの(バーコードが印字されていないもの)や破損・汚損等で読みとりできないもの、コンビニエンスストア等の取扱有効期限が経過しているものはご利用いただけません。

市税の納期については、この冊子の裏表紙の一覧をご覧ください。

口座振替をご利用ください！

口座振替は指定した口座から、納期の末日（納期限）に自動的に納税できる便利、確実、安全な制度です。ぜひご利用ください。

※ご契約後、解約届出の手続きがされない限り、原則として翌年度以降も自動継続します。

1. 口座振替できる税目

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）

2. 取扱金融機関

P73に記載の金融機関の全国の店舗を利用できます。

3. 申込方法

次の4通りの申込方法でお手続きください。

申込方法	手続き	申込期限※1	注意事項
(1) インターネット	仙台市ホームページからWeb口座振替受付サービスサイトにアクセスし、口座名義人ご本人がお申込みください。	納期限の前月 末日まで	下記金融機関でキャッシュカードを発行済みの個人の方に限ります。 ・七十七銀行 ・仙台銀行 ・杜の都信用金庫 ・ゆうちょ銀行（郵便局）
(2) 仙台市窓口	ペイジー口座振替受付サービス 仙台市の窓口（各区役所税務会計課・各総合支所税務住民課または市役所収納管理課）で、口座名義人ご本人がキャッシュカードを使い、お申込みください。		
	窓口様式※2 仙台市の窓口（各区役所税務会計課・各総合支所税務住民課または市役所納税部各課）で、お申し込みください。	(3) 金融機関窓口	市内の取扱金融機関およびゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で必要事項を記入の上、お申込みください。
(4) 郵送	仙台市ホームページから依頼書（郵送様式）をダウンロードし、市役所収納管理課へ郵送してください。		

※1 市税の納期については、この冊子の裏表紙の一覧をご覧ください。

また、納期限が月の第一開庁日に当たる場合は、「納期限の前月」を「納期限の前々月」と読み替えてください。申込期限日（10日、20日、月末）が閉庁日の場合は、申込期限日の前開庁日までにお申込みください。

※2 市内の取扱金融機関およびゆうちょ銀行（郵便局）、仙台市の窓口に備え付けています。

仙台市ホームページからアクセスし、以下の手続きが行えます。

- Web口座振替受付サービスサイトへのアクセス
- 仙台市預金口座振替依頼書（郵送様式）のダウンロード
- 仙台市預金口座振替依頼書（窓口様式）のお取り寄せ

（右の二次元バーコードからもアクセスできます。）



4. 振替口座の変更方法

振替を希望する口座について、再度、前ページ「3. 申込方法」のとおりお手続きください。

Q & A

Q 領収書は発行されますか？

A 領収書は発行されませんので、振替内容は通帳によりご確認ください。

Q&A「税金を納めてすぐに納税証明書は取れるの？」P89参照

Q 残高不足で口座から引き落とせなかったら？

A 残高不足等による再振替は行っておりません。

振替不能だった場合、「口座振替不能通知書兼納付書」をお送りします。

「口座振替不能通知書兼納付書」は、金融機関および仙台市納付窓口、コンビニエンスストア等でご納付いただけます。

なお、「口座振替不能通知書兼納付書」で納付していただいてから、収納確認などの手続きに若干の日数を要します。その間に行き違いで督促状が送付される場合がありますので、ご了承ください。

市税の納付場所 P73参照

電子納付(ペイジー)



ペイジーマーク

ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金などを、金融機関やコンビニに向くことなく支払うことができるサービスで、金融機関のインターネットバンキングやATMで使えます。

1. 納付できる税目

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）、市県民税（給与からの特別徴収）、法人市県民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、鉱産税

上記の税目のうちペイジーマークの表示がある納付書または電子納付用入力シートが発行されているものがご利用いただけます。

2. 利用方法

インターネットバンキングをご利用される場合には、事前に取扱金融機関との契約が必要です。

※ペイジーによる納付は、**領収書が発行されません**ので、ご注意願います。

Q&A「税金を納めてすぐに納税証明書は取れるの？」P89参照

3. 取扱金融機関

下記の金融機関でご利用いただけます。金融機関によってペイジーをご利用いただける方法や時間帯が異なりますので、各金融機関にお問い合わせください。

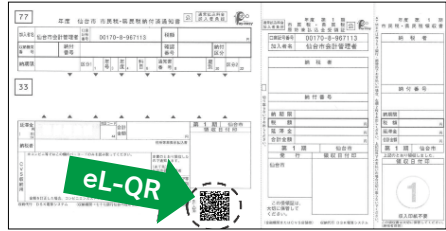
また、「地方税お支払サイト」にアクセスすることで、全国のeL-QR対応金融機関のインターネットバンキング・ATMでもお支払が可能です。

eL-QRを利用した納付方法 P77参照

金融機関名	取扱支払方法		ATM
	インターネットバンキング	個人	
青森銀行、埼玉りそな銀行、七十七銀行、荘内銀行、仙台農業協同組合、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行	○	○	○
秋田銀行、あすか信用組合、岩手銀行、北日本銀行、きらやか銀行、常陽銀行、仙台銀行、仙南信用金庫、東邦銀行、東北銀行、東北労働金庫、福島銀行、古川信用組合、北都銀行、北海道銀行、みちのく銀行、宮城第一信用金庫、杜の都信用金庫、山形銀行	○	○	
ゆうちょ銀行	○		○
東京スター銀行		○	

eL-QRを利用した納付方法

令和5年4月より、全国共通の納付方法が設けられました。納付書に印字された二次元コード（eL-QR：エルキューアール・右図参照）や納付書記載の番号を使用することにより、様々な支払方法で納付ができるようになりました。



1. 納付できる税目

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）

上記の税目のうち、納付書にeL-QRが印字されているもの。

※法人市民税、事業所税、市県民税（特別徴収分・退職所得分）の電子納税についてはP91をご覧ください。

2. 納付できる期間

納付書を発行した年の翌年5月31日まで

3. eL-QR対応金融機関での納付

P73に記載された金融機関以外でもeL-QR対応金融機関の窓口で納付ができます。

※eL-QR対応金融機関については地方税お支払サイトのホームページでご確認ください。

4. スマートフォン決済アプリでの納付

スマートフォンで対応アプリを起動し、納付書に印字されたeL-QRを読み取ることで納付できます。

※事前に対応するスマートフォン決済アプリのインストールが必要です。対応アプリについては地方税お支払サイトのホームページでご確認ください。

5. 地方税お支払サイトでの納付

パソコン・スマートフォン等からインターネットで「地方税お支払サイト」にアクセスし、eL-QRの読取、または納付書記載のeL番号（収納機関番号、納付番号、確認番号、納付区分）を入力することで、次ページの(1)～(4)の方法により納付ができます。

※納付にあたっては通知先としてメールアドレスの登録が必要です。

※納付方法によりご利用可能な日時が異なります。各支払方法の取扱日時については地方税お支払サイトにてご確認ください。

※利用者IDの登録がなくてもご利用いただけます。利用者IDを登録することでダイレクト方式での納付や納付履歴の確認、都度のメールアドレス登録の省略等が可能です。

仙台市ホームページから地方税お支払サイトへアクセスすることが可能です(右の二次元バーコードからもアクセスできます。)

仙台市税 納付方法

検索



(1) クレジットカード

VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Clubのうち、いずれかのブランドロゴが付帯されたクレジットカードで納付ができます。

・システム利用料について

納付金額に応じて、システム利用料が必要となります。

納付金額	システム利用料（税抜）
1円～10,000円	37円
10,001円～20,000円	112円
20,001円～30,000円	187円

※以降同様に、左の納付金額が10,000円増えるごとに、システム利用料が75円（税抜）ずつ加算されます。

・納付可能な金額について

1回の手続きにつき1,000万円未満となります。

(2) インターネットバンキング

地方税お支払サイトからご利用の金融機関に情報を連携し、インターネットバンキングで納付ができます。

※事前に地方税お支払サイトでの納付に対応した金融機関でインターネットバンキングの契約が必要です。

(3) ダイレクト方式(口座振替)

※地方税お支払サイトでの利用者ID登録が必要です。

金融機関の口座を利用し、利用当日～120日後までの引き落とし日を指定して納付ができます（土日祝日および12月29日～1月3日は除く。）。

※事前に地方税お支払サイトでの納付に対応した金融機関で口座振替の契約が必要です。

(4) ペイジー番号発行

地方税お支払サイトでペイジー番号を発行し、そのペイジー番号を使用してATMやインターネットバンキング等で納付ができます。

6. スマートフォン決済アプリおよび地方税お支払サイトの利用上のご注意

- ・領収書は発行されません。
- ・納税証明書の発行が可能になるまで納付日から約1～2週間かかります。
- ・車検の際に必要な納税証明書（継続検査用）は、後日送付します（納付日から約2～3週間かかります。）。

※三輪以上の軽自動車については、令和5年1月より、軽自動車検査協会において軽自動車税（種別割）の納付情報を電子的に確認できるようになったため、令和6年3月31日をもって、納税証明書の発送を終了する予定です（二輪の小型自動車については、継続して発送いたします。）。

- ・納付後に車検を予定しているなど、すぐに納税証明書を必要とする場合は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。

7. 地方税お支払サイトでの納付に関するお問い合わせ先

[電話番号] 0570-080481 (全国一律市内通話料金)

[受付時間] 9:00~17:00 (土・日曜日、祝日、年末年始12/29~1/3を除く。)

Q & A

Q 誤って二重に納付してしまったら？

A 他に滞納の市税がない場合はお返し(還付)いたします。

「過誤納金等還付充当通知書」をお送りいたしますので、返信用はがきにて受取口座をご指定ください。返信後、約4週間でご指定の口座に振り込みいたします。
なお、滞納の市税がある場合は、そちらに充当させていただきます。

Q 納付したはずなのに督促状がきた場合は？

A 納付した税金の領収証書に記載されている税金の種類、期別などが督促状のものと同じしているか、再度ご確認ください。

また、納付していただいてから、収納確認などの手続きに若干の日数を要します。その間に行き違いで督促状が送付される場合がありますので、ご了承ください。

Q 納期限が過ぎた納付書で納められるの？

A 納期限が過ぎても納付書で納めることができます。

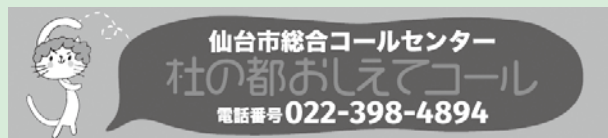
ただし、コンビニ、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、ペイジーでの取扱いは、それぞれ利用できる期限があります。コンビニの期限は納付書に記載されておりますので、お手元の納付書をご確認ください。また、クレジットカード、ペイジー、スマートフォン決済アプリの期限は納付書を発行した年の翌年5月31日となります。

なお、税額や納期限からの日数により延滞金が増加される場合があります。

お問い合わせ先は P93参照

市税の納付方法・口座振替に関するお問い合わせは

仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」をご利用ください



杜の都おしえてコール

検索

よくある質問と回答もご利用ください(右上の二次元コードからもアクセスできます。)

受付時間：午前8時から午後8時(年中無休)

ただし、土曜日・日曜日・祝日および年末年始(12月29日から1月3日)は午後5時まで

※納付状況の照会など、個人情報を含むお問い合わせの場合は担当部署に取り次ぎます。

もしも納期限までに納めなかったら

市税が定められた納期限までに納付されない場合（これを**滞納**といいます。）、**督促状**や催告書を送付したり、自宅等を訪問するなどして、すみやかに納付いただくよう催告を行います。

それでも納付いただけない場合には、地方税法や国税徴収法の規定により、その方の財産（給与、預貯金、家賃、不動産、自動車、その他債権など）を差し押さえ、市税に充当するという**滞納処分**を行うことになります。

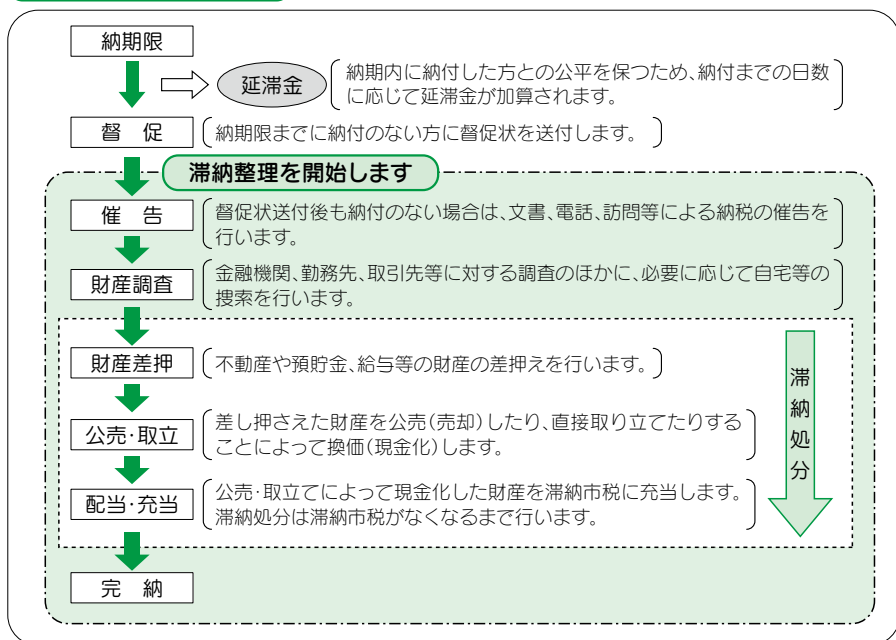
また、納期限を過ぎると、納期限内に納付した方との公平を保つため、本税のほかに**延滞金**を納めなければなりません。

一人ひとりが納期限内の納付を心がけましょう。

なお、納めることのできない事情がある方は未納のままにせず、お早めにご相談ください。「換価猶予」などの納税の猶予制度の対象となる場合があります。

Q&A「市税を納付できないのですが？」P82参照

滞納整理の流れ



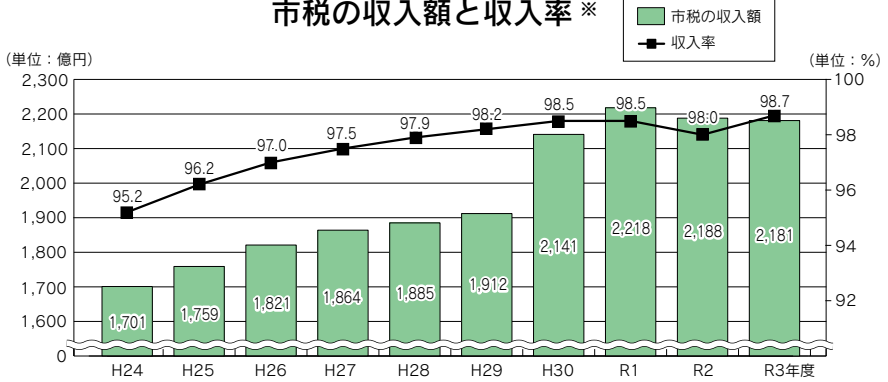
仙台市では、市税を完納している方と滞納している方との公平を図り、また、滞納している方の自主納付を促すため、市補助金等の行政サービスを提供する際に、市税の納付状況を確認しています（滞納があると原則としてサービスの提供は受けられません。）。

市税の滞納をなくそう!

令和3年度の市税収入額は前年度と同程度、収入率は新型コロナウイルス感染症の影響が出る前の水準となっています。

市税の納付

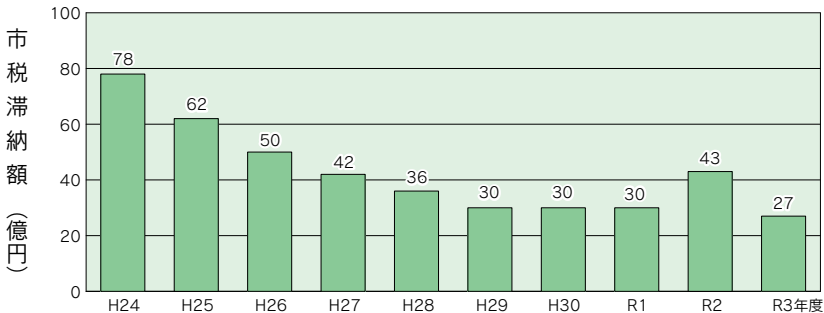
市税の収入額と収入率※



※収入率：納めるべき税金に対して納税された税金の割合

令和3年度の1年間の市税滞納額は約12億円、滞納額の累計は約27億円となっており、令和2年度の累計額から大きく減少しています。これは、令和2年度に納税の猶予の特例が適用され年度を繰り越した分が、高い割合で納付されたためですが、依然として多額なものとなっています。

市税の滞納額の推移



市税はわたしたちの暮らしを支える大切な財源です。納期内の自主納付にご協力ください。

Q & A

Q 市税を納付できないのですが？

A 未納をそのままにせず、まずはご相談ください。

ご事情があって市税を納付できない場合には、届いた文書に書いてある担当課までお早めにご相談ください。

生活や事業の状況※¹を詳しくお伺いし、納付できないことがやむを得ない事情※²によるものであれば、納税の猶予制度（換価の猶予、徴収の猶予）に該当する場合もあります。

何のご相談もないと、納税の猶予制度に該当するやむを得ない事情によるものかどうか分かりませんので、法律の規定により滞納処分を行います。また、申請による換価の猶予は、市税の納期限から6か月以内に申請することが必要です。まずは担当課へご相談ください。

※1 ご相談の際は、給与明細書や事業の決算報告書等、資産や収支の状況が客観的に分かる資料を忘れずにお持ちください。

※2 「やむを得ない事情」とは、災害や盗難、本人の不慮のけがや病気、事業の休業等、本人の都合によらない事情を指します。

お問い合わせ先は P93参照

Q 納期限が過ぎてから納める場合の延滞金は？

A 延滞金は、納期限の翌日から以下の割合で計算されます。

- ① 1か月を経過する日までは「延滞金特例基準割合（令和2年12月31日までは特例基準割合）」に年1.0%を加算した割合（ただし、上限は7.3%。）。
- ② 1か月经過後から納付の日までは「延滞金特例基準割合」に年7.3%を加算した割合（ただし、上限は14.6%。）。

※「延滞金特例基準割合」とは、財務大臣が各年の前年に告示する割合（国内銀行の新規短期貸出約定平均金利の年平均に相当。）に年1.0%を加算した割合です。このことにより、平成26年以降の上記①および②の割合は次のようになります。

期 間	①の割合	②の割合
平成26年 1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年 1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年 1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年 1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%
令和3年 1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%
令和4年 1月1日～令和5年12月31日	2.4%	8.7%

市税の軽減・市税への不服等

地震・火災・風水害などの災害で被害を受けたり、生活保護法による扶助を受けているなどの特別な事情がある場合には、その事情に応じて様々な制度があります。

減免

事情に応じて、本来納めていただくべき税金の一部を軽減したり、その全部を免除したりする市税の減免制度があります。減免を受けるには申請が必要です。主な減免理由は下表のとおりとなりますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

税 目	主な減免理由
個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・災害（地震・火災・風水害）などで被害を受けた場合 ・生活保護などを受けている場合 ・本人または扶養親族が障害者となり生活が著しく困難な場合 ・失業その他の事由により所得が激減し、生活が著しく困難な場合 ※申請された方の個別具体的な生活状況など（例えば家族の状況、資産の保有状況など）を調査し、減免に該当するかどうかを判断します。 岡市役所市民税課
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・災害（地震・火災・風水害）などで被害を受けた場合 ・住宅に障害者の便宜のため必要な設備を施した場合 岡市役所北固定資産税課、南固定資産税課 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護などを受けている場合 岡市役所資産課税課
軽自動車税 （種別割）	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日から納期限の間に軽自動車等が災害（地震・火災・風水害）によりき損した場合 ・生活保護などを受けている場合 ・一定の要件に該当する身体障害者等の手帳を持つ障害者またはその家族が所有する軽自動車等で、障害者自身が運転する場合（条件により、その家族または常時介護する者が障害者のために運転する場合も可。） 岡市役所市民税企画課
事業所税	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の施設で事業を行う場合（事業の内容等により異なります。） 岡市役所市民税企画課
法人市民税 （均等割）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税法上の収益事業を行わない公益法人等 岡市役所市民税企画課

※減免の申請は、原則として納期限までに行っていただく必要があります。

納期限までに申請を行えない事情がある方は、各担当課へご相談ください。

お問い合わせ先は P93参照

納税の猶予制度

税金は納期限までに納めなければなりません。市税を期限までに納めることが困難な事情があるときは、納税の猶予制度があります。

1. 換価の猶予

市税を納期限までに納めることにより、事業の継続または生活の維持が困難となるおそれがある等の場合、その市税の納期限から6か月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税以外に、すでに滞納となっている市税や未納延滞金がある場合は、申請による換価の猶予は認められません。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「職権による換価の猶予」があります。

2. 徴収の猶予

次のような場合で納期限までに市税を納めることが困難と認められる場合、申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

- 財産が災害や盗難にあったとき
- 本人や家族が病気にかかったり、けがをしたとき
- 事業に大きな損害を受けたとき、または休廃業したとき
- 本来の納期限から1年以上を経過した後に、修正申告等により納付すべき税額が確定したとき（確定した税額の納期限までに申請する必要があります。）

3. 徴収の猶予や換価の猶予が認められると…

- 猶予が認められた期間内で分割して納付したり、納める時期を遅らせることができます。猶予する金額が100万円を超える場合は、原則として担保を提供していただきます。
- 延滞金の全部または一部が減免されます。
- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

不服申立てと訴訟

市税について疑問があるときは、各担当課においてご説明いたします。
なお、処分に不服がある場合には、不服申立てや訴訟という制度があります。

1. 市税の賦課決定、滞納処分等に関して不服がある場合

〈不服申立て〉

市長へ書面をもって審査請求をすることができます。

2. 不服申立てに対する市長の裁決になお不服がある場合

〈訴訟〉

不服申立てに対する市長の裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内に、仙台市を被告として、裁判所に対し裁決の取消しを求める訴えを提起することができます。

3. 固定資産税の「評価額」について不服がある場合

仙台市固定資産評価審査委員会へ、審査の申出をすることができます。

P61参照

市税の証明等が必要なときには

主な市税の証明には次のようなものがあります。

種 類	区 分	手数料
(ア) 市・県民税課税証明（所得証明） 市・県民税非課税証明（所得証明）	1名・1年度につき	300円
(イ) 納税証明（ウを除く。）	1名・1年度・1税目につき (固定資産税の場合、資産所在区ごと)	300円
(ウ) 納税証明（軽自動車継続検査用）		無 料
(エ) 固定資産課税台帳登録事項証明 (評価証明/公課証明/償却資産証明)	1筆・1箇・1種・それぞれ 1年度につき	300円
(オ) 市税の滞納がないことの証明	1件につき	300円
(カ) 土地・家屋（補充）課税台帳に 登録がないことの証明	1名につき	300円
(キ) 固定資産課税台帳等の閲覧	1件につき	300円
(ク) 地図の閲覧	1件につき	300円
(ケ) 住宅用家屋証明	1件につき	1,300円

※同一の証明が複数部数必要なときは、「必要な部数×手数料」となります。

1. 取扱窓口

(ア)～(イ) 各区役所税務会計課、各総合支所税務住民課、証明発行センター、仙台駅前サービスセンター

(オ)～(キ) 各区役所税務会計課、各総合支所税務住民課

(ク)～(ケ) 市役所資産課税課（市役所北庁舎1F）

※上記(ア)～(キ)については、お住まいの区や固定資産の所在地等に係わらず交付します。

2. 窓口での証明の申請

〈必要なもの※1（以下のものをお持ちください）〉

本人が申請する場合	本人確認書類
同一世帯の親族が申請する場合※2	窓口に来る方の本人確認書類
代理人が申請する場合	窓口に来る方の本人確認書類+本人からの委任状※3
法人のものを申請する場合	窓口に来る方の本人確認書類+法人の代表者印を押し印した申請書

※1 申請書は窓口に着用済みです。

※2 ただし、仙台市内に住居登録があり、本人と住民票上同一世帯の親族（未成年者を除く。）が申請する場限ります。

※3 委任状には、特に決まった様式はありません。参考様式は仙台市ホームページからダウンロードできます（詳しくはP90を参照ください）。

本人確認書類は P87参照

3. 証明等の交付申請・閲覧の際には本人確認書類が必要です

〈本人確認書類の例〉

1点確認で 足りるもの	運転免許証、パスポート、マイナンバーカード※、住民基本台帳カード等の官公署発行の顔写真付きの書類等
2点確認が 必要となるもの	住民基本台帳カード、年金手帳、健康保険証等官公署発行の顔写真がない書類等

※住民票や写真のない個人番号通知カード（紙）は本人確認書類とはなりません。

4. 郵送での証明の申請

郵送での証明の申請は、仙台市郵送事務センターにお送りください。

郵送申請に必要な書類等

〈必要なもの（以下のものを送付してください）〉

- (ア) 申請書（仙台市のホームページから様式をダウンロードできます。詳しくはP90を参照ください。）
- (イ) 本人確認書類の写し（住所、氏名変更等をしている場合は、変更内容が分かる部分をコピーしてください。）
- (ウ) 証明手数料（定額小為替または普通為替を郵便局で購入してください。）
- (エ) 委任状（本人以外の方が申請する場合は、委任状等の本人の同意を確認する書類が必要です。）
- (オ) 返信用封筒（切手を貼り返信先の現住所氏名を記入してください。）

(ア) 交付申請書

(イ) 本人確認書類の写し



(ウ) 定額小為替
または普通為替
¥○○○

(エ) 委任状

代理人 ○○○○
委任事項 ○○○○○○
委任者 ○○○○

(オ) 返信用封筒

仙台市郵送事務センター
あてに郵送してください。



〈郵送先〉

郵便番号	所在地	宛先	電話番号
983-8562	宮城野区榴岡5-11-1 仙台サンプラザ内	仙台市郵送事務センター あて	022-296-1531 (受付時間) 月～金 8:30～17:00

〔閑日〕 土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始12/29～1/3

※仙台市郵送事務センターは郵送申請のみ対応しております。窓口での交付は行っておりませんのでご注意ください。

※申請書類が届いてから発送するまで1週間程度かかります。また、5月中旬から6月下旬までは、証明書の申請件数が増加するため、さらに日数がかかる場合がありますのでご注意ください。

5. コンビニエンスストア等での証明の取得

次の条件を全て満たしている方については、コンビニエンスストア等に設置しているマルチコピー機を利用して「市・県民税課税（非課税）証明書（所得証明）」を取得することができます。

- 利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバーカード（写真付きのもの）を持っている（マイナンバーカード発行当日は不可）
- 証明書の年度の属する年の1月1日から、証明書の取得時点まで継続して仙台市に住民登録がある方（市外に転出された方はご利用いただけません。）

〈発行年度〉 最新の2年度分

〈発行手数料〉 1名・1年度につき1通300円

- ※1 市・県民税課税（非課税）証明書（所得証明）以外の証明については、P94の税証明発行取扱窓口で発行します。
- ※2 未申告の方および申告を行うよう市から通知があった方など、コンビニ交付サービスがご利用いただけない場合があります。
- ※3 マイナンバーカードの申請・交付については、各区役所戸籍住民課・各総合支所税務住民課へお問い合わせください。

各区役所戸籍住民課・各総合支所税務住民課へのお問い合わせ先は P95～P96参照

取り扱いコンビニエンスストア等（マルチコピー機設置店舗のみ）

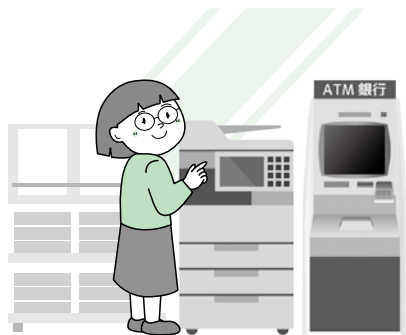
セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン
取扱時間：6:30～23:00（システムメンテナンス日を除く。）

〈ご注意ください〉

以下のいずれかに該当する方については、コンビニエンスストア等ではご希望の内容で税証明を取得できない場合があります。

原則として差替えや返金を行うことはできませんので、ご注意ください。

- 申告期間（通常は2月16日～3月15日）以降に確定申告、または市県民税の申告を行った方
- 仙台市内で住所変更を行った当日の方
- 外国人の方で、本名以外での税証明を必要とする方
- 税証明発行の手数料が減免になる方



Q & A

Q 新しい年度の市・県民税課税（非課税）証明書（所得証明）はいつから取れるの？

A 例年、証明書の発行は、市県民税を給与から引き落としされる方は5月中旬、年金から引き落としされる方および納税通知書で納める方は6月中旬になります。

課税(非課税)証明書(所得証明)の年度	課税の基礎となる所得
令和4年度	令和3年1月から12月までの所得
令和5年度	令和4年1月から12月までの所得

Q 仙台市へ転入した場合の市・県民税課税（非課税）証明書（所得証明）はどこで取れるの？

A 市・県民税課税（非課税）証明書（所得証明）は1月1日にお住まいの市区町村で発行します。

令和5年度分については、令和5年1月1日にお住まいになっていた市区町村でお取りください。

Q 無職無収入である証明は取れるの？

A 無職無収入である証明はできませんが、市県民税の申告をしていただき、その結果、市県民税が非課税であれば、市・県民税非課税証明書を発行いたします。

Q 税金を納めてすぐに納税証明書は取れるの？

A 市税を納めていただいたことを仙台市で確認できるまでには時間がかかります。

すぐに納税証明書が必要な場合は、下表の「必要な書類」をお持ちの上で、各区役所税務会計課等の窓口（P94参照）にて納税証明書の交付申請をしてください。なお、スマートフォン決済アプリ納付については、納められたことを証明できるものが発行されません。すぐに納税証明書が必要な場合は、他の納付方法をご利用ください。

納付方法		必要な書類	納税証明書の取得可能時期
金融機関等の窓口		領収書	納付日から約1～2週間後
□座振替		引き落とされたことが確認できる通帳	振替日から約10日後
インターネットバンキング・ATM(ペイジー等)		ご利用明細書等	納付日から約1～2週間後
クレジットカード納付	PCdesk等		納付日から約2～4週間後
	地方税お支払サイト		納付日から約1～2週間後
スマートフォン決済アプリ納付			納付日から約1～2週間後

注意

車検が必要な軽自動車については、窓口で納められた場合は領収書兼納税証明書（継続検査用）を交付いたします。なお、令和5年度軽自動車税種別割について、金融機関等の窓口以外の納付方法で納められた場合は、納税証明書（継続検査用）を発送いたしますが、発送には時間（納付日から約2～3週間）がかかるため、納付後に車検を予定しているなど、すぐに納税証明書（継続検査用）を必要とする場合は、金融機関またはコンビニエンスストア等の窓口をご利用ください。

市税に関する便利なサービス

仙台市のホームページ (<https://www.city.sendai.jp/index.html>) からアクセスできます。

申請書・届出書様式のダウンロードサービス

(<https://www.city.sendai.jp/shinsesho/download/bunyabetsu/shize/index.html>)

仙台市のホームページから申請書・届出書様式がダウンロードできます（右記の二次元バーコードからもアクセスできます。）。



- 税証明の交付申請書
(市・県民税課税(非課税)証明(所得証明)、納税証明、固定資産課税台帳登録事項証明 等の交付申請書および委任状)
- 市税の口座振替依頼書
- 固定資産税関係申請書
(閲覧・縦覧申請、耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修に伴う減額申告、家屋減失届 等)
- 法人市民税関係様式
- 事業所税関係様式
- 市県民税の申告書
- 市県民税の給与からの特別徴収関係様式
- 公益法人等への寄附金に対する控除制度関係様式
- 軽自動車税（種別割）減免申請書

市税に関する便利なサービス

市県民税の税額試算・申告書作成コーナー

(https://zeisim.e-civion.net/tax-project/tax/sendai_top.html)

源泉徴収票の内容や所得の状況等を入力していただくと、市県民税額の試算ができるほか、入力した情報を基に市県民税の申告書の作成ができます。また「退職金の税額試算」も行うことができます（右記の二次元バーコードからもアクセスできます。）。



【事業者向け】電子申告・電子納税

(<https://www.city.sendai.jp/zese-kanri/kurashi/tetsuzuki/zekin/internet/shinkoku.html>)

インターネットから地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用して、自宅やオフィスから市税の電子申告が行えます。申告のために窓口へ出向かなくても手続きが済みますので便利です。また、電子申告とあわせて電子納税もできます。

1. 仙台市で電子申告、電子申請・届出ができる税目と種類

税目	申告書や届出書などの種類
法人市民税	確定申告書・予定申告書および法人等設立(設置)届出書・法人等異動届出書・更正請求書など
固定資産税(償却資産)	償却資産申告書や種類別明細書など
市県民税(特別徴収分・退職所得分)	給与支払報告書や特別徴収関係の切替届出書など
事業所税	事業所税申告書や事業所等新設・廃止申告書など

2. 電子納税

eLTAXの電子申告を行った後に、**法人市民税、事業所税、市県民税(特別徴収分・退職所得分)**については、eLTAX対応のソフトウェアから電子納税がご利用いただけます※。令和5年度からはクレジットカードによる納付もご利用いただけます。なお、電子納税をする際には事前に申し込みが必要ですので、金融機関にお問い合わせください。

また、電子納税により納付していただいた場合、領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、従来どおり納付書により金融機関の窓口で納付してください。

eLTAXがシステムメンテナンスを行っている期間は、電子納税がご利用できませんのでご注意ください。

※市たばこ税、入湯税は令和5年10月中旬以降に対応予定です。また、市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)のeLTAXを利用した納税についてはP77をご覧ください。

3. 電子申告・電子納税を利用するためには、事前の準備が必要です

eLTAXに関してご不明な点(概要やご利用のための手続き、PCdesk(ピーシーデスク、eLTAX対応の無料ソフトウェア)の操作方法等)がございましたら、下記のeLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/>

※eLTAXホームページ内の「よくあるご質問」をご利用いただくと、キーワードやカテゴリ毎のご説明をご覧ください。

上記ホームページをご覧ください。ご不明点がある場合には下記へご連絡ください。

[電話番号] **0570-081459** (全国一律市内通話料金)

(上記の番号でつながらない場合 : **03-5521-0019** (通常通話料金))

[受付時間] 9:00 ~ 17:00 (土・日曜日、祝日、年末年始12/29~1/3を除く。)

税のお問い合わせ窓口

【市外局番：022】

1. 税務署・県税事務所・法務局・年金事務所一覧

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
仙台北税務署	980-8402	青葉区上杉1-1-1	222-8121	青葉区・宮城野区の一部、泉区
仙台中税務署	984-0015	若林区卸町3-8-5	783-7831	青葉区・宮城野区の一部、若林区
仙台南税務署	982-8551	太白区柳生2-28-2	306-8001	太白区
仙台北県税事務所	981-8510	青葉区堤通雨宮町4-17	275-9117	青葉区・宮城野区の一部、泉区
仙台中央県税事務所	980-0011	青葉区上杉1-2-3	715-0621	青葉区・宮城野区の一部、若林区
仙台中央県税事務所 (扇町出張所)	983-0034	宮城野区扇町3-3-10	232-5702	自動車税（種別割・環境性能割）および軽自動車税（環境性能割）に関する申告受付等事務
仙台南県税事務所	982-0011	太白区長町7-22-20	248-2961	太白区
仙台法務局	980-8601	青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	225-5611	仙台市
仙台北年金事務所	980-8421	青葉区宮町4-3-21	224-0891	青葉区、泉区
仙台東年金事務所	983-8558	宮城野区宮城野3-4-1	257-6111	宮城野区
仙台南年金事務所	982-8531	太白区長町南1-3-1	246-5111	若林区、太白区

2. 国税に関する一般的な相談は…

電話相談センターか国税庁ホームページで解決。

所轄税務署に電話をおかけください。音声案内で「1」番を選択すると電話相談センターにつながります。

また、国税庁ホームページ内「タックスアンサー」や「税務相談チャットボット」では、一般的な質問に対する回答を調べることができます。

3. インターネットで確定申告！

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをご利用ください。

画面の案内にしたがって金額等を入力すれば、税額など自動計算され、申告書等を作成することができます。

作成した申告書等は電子申告（e-Taxで送信）ができます。

また、印刷して税務署に書面で提出することもできます。

スマートフォンからもご利用できます。

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、スマートフォンから電子申告（e-Taxで送信）ができます。

また、マイナンバーカードがなくても、税務署でIDとパスワードの発行を受ければ、同様に電子申告（e-Taxで送信）が可能です。

4. 市税担当事務一覧

【市外局番：022】

(1) 課税内容・申告等に関すること【市役所北庁舎】

主な取扱業務		電話番号	担当課
市県民税	特別徴収（給与・公的年金からの引き落としによる納付）に関する届出や課税内容の相談	214-1009	市民税課 (5F) FAX 214-8613
	市県民税の申告※1や普通徴収（納付書・口座振替による納付）に関する課税内容の相談	[青葉区・泉区にお住まいの方] 214-8637 [宮城野区・若林区・太白区にお住まいの方] 214-8638	
法人市税 その他市税	法人市県民税・事業所税に関する申告や課税内容の相談	214-1101(事業所税) 214-1102(法人市県民税)	市民税企画課 (4F) FAX 214-1119
	軽自動車税(種別割)に関する課税内容の相談、入湯税・市たばこ税・鉱産税に関する申告や課税内容の相談	214-8625	
固定資産税 ・都市計画税	宮城野区・若林区・太白区に所在する土地・家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税内容の相談	[土地について] 214-8689(宮城野区・若林区) 214-8690(太白区)	南固定資産税課 (3F) FAX 214-8609
		[家屋について] 214-8694(宮城野区・若林区) 214-8695(太白区)	
	青葉区・泉区に所在する土地・家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税内容の相談	[土地について] 214-8596(青葉区) 214-8597(泉区)	北固定資産税課 (2F) FAX 214-8607
		[家屋について] 214-8604(青葉区) 214-8605(泉区)	
		償却資産に係る固定資産税の申告や課税内容の相談	
	[現所有者申告書]の提出や申告内容の相談、固定資産課税台帳の閲覧※2、地図の閲覧	214-8617	資産課税課 (1F) FAX 214-8614

※1 個人市県民税の申告は、区役所・総合支所でも受け付けます。

※2 固定資産課税台帳の閲覧は、区役所・総合支所でも受け付けます。

(2) 納税に関すること【市役所上杉分庁舎】

主な取扱業務		電話番号	担当課
納税に関する相談※	青葉区にお住まいの個人、所在する法人	214-8152	北徴収課(5F) FAX 721-4088
	泉区にお住まいの個人、所在する法人	214-5027	
	宮城野区・若林区にお住まいの個人、所在する法人	214-8153	南徴収課(4F) FAX 214-5388
	太白区にお住まいの個人、所在する法人	214-8154	
	仙台市外にお住まいの個人、市外に所在する法人	214-8661	徴収対策課(3F) FAX 268-9868
還付に関する相談	214-1010	収納管理課(3F) FAX 214-8803	

※市税の納付方法および口座振替に関するお問い合わせは仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」(398-4894)で受け付けます。個人情報を含むお問い合わせの場合は担当部署に取り次ぎます。

P79参照

(3) 税証明等に関すること【区役所・総合支所】

主な取扱業務	区役所・総合支所		電話番号	開庁日時
税証明の発行 原動機付自転車・小型特殊自動車の登録・廃車 自動車の臨時運行許可 (秋保総合支所を除きます)	税務会計課	青葉区役所(2F)	225-7211 FAX 266-8434	月～金 8:30～17:00
		宮城野区役所(1F)	291-2111 FAX 291-2372	
		若林区役所(2F)	282-1111 FAX 282-1151	
		太白区役所(2F)*	247-1111 FAX 249-1132	
		泉区役所(2F)	372-3111 FAX 375-5329	
	税務住民課	宮城総合支所(1F)	392-2111 FAX 392-3854	
		秋保総合支所(1F)	399-2111 FAX 399-2369	
税証明コンビニ交付サービス	税制課	市役所北庁舎(4F)	214-8622 FAX 268-4319	

(閉庁日) 土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始12/29～1/3

※太白区役所税務会計課は、10月以降、2階から5階に移転予定。

5. 仙台市証明発行センター・サービスセンター

名称	郵便番号	所在地	電話番号	開所日時
吉成	989-3205	青葉区吉成3-5-28	279-1526	月～金 9:00～17:00
高砂	983-0023	宮城野区福田町2-5-16	258-1111	
岩切	983-0821	宮城野区岩切字三所南88-2	255-8004	
六郷	984-0835	若林区今泉1-3-19	289-2156	
七郷	984-0032	若林区荒井3-7-2	288-5022	
中田	981-1104	太白区中田4-1-5	241-1111	
生出	982-0251	太白区茂庭2-8-1	281-2111	
根白石	981-3221	泉区根白石字杉下前24	379-2111	
南光台	981-8003	泉区南光台7-1-30	252-2111	

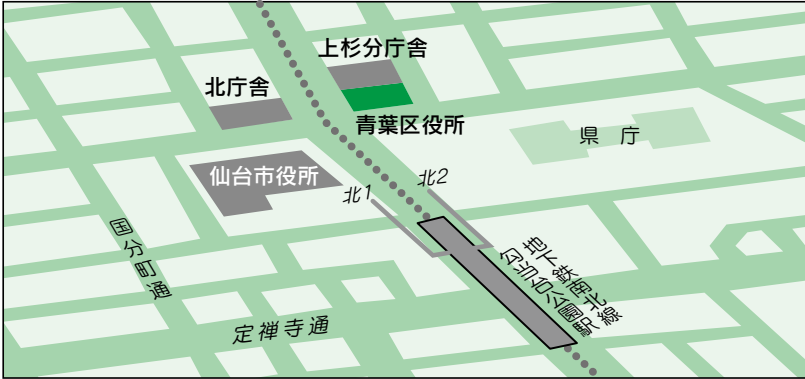
(休所日) 土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始12/29～1/3

名称	郵便番号	所在地	電話番号	開所日時
仙台駅前サービスセンター	980-6105	青葉区中央1-3-1 アエル5F	223-5255	月～金 8:30～19:00 土・日 8:30～17:00

(休所日) 第3土曜日と翌日、祝日、振替休日、年末年始12/29～1/3

※土・日曜日は税証明の交付申請の受け付けのみを行い、証明書のお渡しは区役所翌開庁日の12時以降となります。

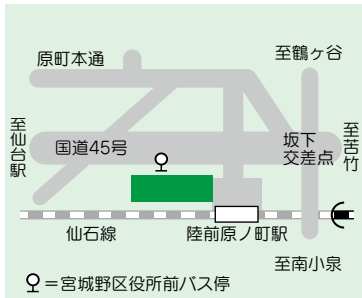
6. 市役所・区役所・総合支所の案内図



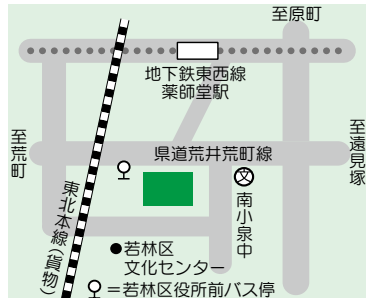
仙台市役所 ☎261-1111
 〒980-8671 青葉区国分町三丁目7-1
 青葉区二日町1-1(北庁舎)
 青葉区上杉一丁目5-12(上杉分庁舎)

青葉区役所 ☎225-7211
 〒980-8701 青葉区上杉一丁目5-1

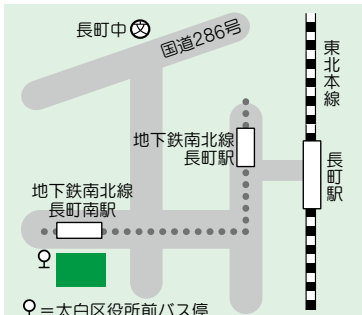
税のお問い合わせ窓口



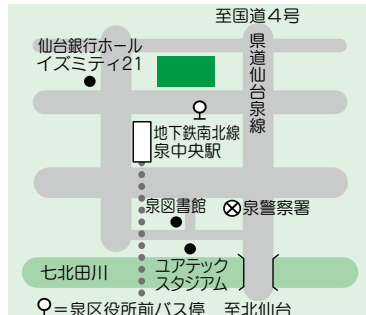
宮城野区役所 ☎291-2111
 〒983-8601 宮城野区五輪二丁目12-35



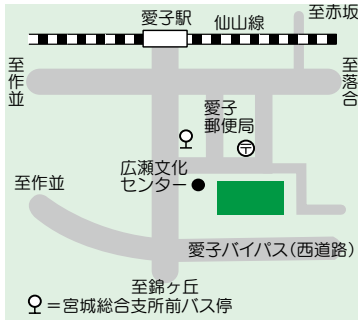
若林区役所 ☎282-1111
 〒984-8601 若林区保春院前丁3-1



太白区役所 ☎247-1111
 〒982-8601 太白区长町南三丁目1-15

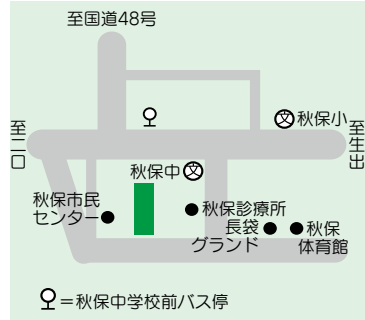


泉区役所 ☎372-3111
 〒981-3189 泉区泉中央二丁目1-1



宮城総合支所 ☎392-2111

〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5



秋保総合支所 ☎399-2111

〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45-1

7. 税務特別相談

所得税・贈与税・相続税、その他税全般について税理士が相談に応じます。
(無料)

場 所	曜 日	時 間
青葉区役所	火 第3	13:00~16:00
宮城野区役所	水 第4	
若林区役所	木 第3	
太白区役所	金 第4	
泉区役所	月 第3	
宮城総合支所	火 第4	

※相談日が休日に当たる場合、原則、翌週と同じ曜日に振替となります。
※お問い合わせは各区役所「市民相談室」・区民生活課、宮城総合支所まちづくり推進課へ
※12~3月までは追加で実施します。
青葉区・若林区・泉区
→第1週と同じ曜日
宮城野区・太白区
→第2週と同じ曜日

税のお問い合わせ窓口

原動機付自転車のデザインナンバープレートを交付しています

原動機付自転車（ミニカーを除く）のナンバープレート交付、既存のナンバープレートからの交換の申請の際、2,000円以上の寄附をしていただくと選択できます。詳細は仙台市のホームページをご覧ください（下の二次元バーコードからもアクセスできます。）。



市税の納期一覧

納期	個人市県民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)
4月		1期	
5月			全期
6月	1期		
7月		2期	
8月	2期		
9月		3期	
10月	3期		
11月			
12月		4期	
1月	4期		
2月			
3月			

納期	税目
毎月	市県民税 (給与からの特別徴収)
	市たばこ税
	鉱産税 入湯税
年金 支給月 (隔月)	市県民税 (年金からの特別徴収)
随時	法人市民税 事業所税

納期限は、納期の末日です。その日が土曜日・日曜日・休日の場合は、翌開庁日が納期限になります。納期の末日が年末の場合は、1月4日(土曜日・日曜日の場合は翌開庁日)が納期限になります。



「税の還付があります」こんな電話にはご注意ください。

税務職員を装い、「税の還付があります」などと言って、ATM(現金自動預払機)を操作させ、現金を振込ませようとする事例が多発しています。税の還付金の受け取りのため、**税務職員がATMの操作を求めることはありません。**

不審に感じた場合は、即答せず市役所税制課(022-214-8622)へお問い合わせください。

わたしたちの市税

令和5年6月発行

発行 仙台市財政局税務部税制課
仙台市青葉区二日町1番1号 電話022(261)1111
<https://www.city.sendai.jp/kurashi/tetsuzuki/zekin/index.html>

印刷 株式会社 佐々木印刷所